

旅順事件に関する事例研究

樋口 晴彦

[キーワード] 日清戦争, 旅順, 虐殺, 日本軍, 国際法

はじめに

本研究では、日清戦争時の旅順攻略戦の際に発生したとされる「旅順虐殺事件」について事例分析を行った。本研究の成果としては、国際法の観点から「虐殺」の定義を考案したこと、目撃証言に対してあらためて史料批判を行ったこと、本事件で発生した加害行為を態様別に整理した上で分析したこと、本事件の死者数に関して詳細な推計を提示したこと及び清国側指揮官の責任に関して論考したこと等が挙げられる。

本事件に関しては今後も更なる議論を必要とするが、一部の参考文献については所蔵図書館が少なく、閲覧に非常に労力を有するため、その原文をなるべく引用することとした。なお、本稿は、筆者が研究者としての学識と責任に基づき執筆しており、筆者が所属する組織の見解を示したものではないことを予めお断りしておく。

1. 旅順攻略戦の経過

1894年9月（以下、西暦の記載が無い場合は1894年とする）、清国側海軍基地の旅順要塞を攻略するため、日本陸軍では大山巖大将を司令官とする第2軍を編成した。その主力部隊は、第1師団（師団長山地元治中将、第1旅団長乃木希典少将、第2旅団長西寛二郎少将）及び混成第12旅団（旅団長長谷川好道少将）である。軍直属の徒歩砲兵連隊（対要塞用の重砲部隊）や輜重隊（物資輸送任務に当たる部隊）などの諸部隊を含めると、第2軍の総兵力は約3万5千人に達した。

10月24日、第2軍は花園口（遼東半島南岸、旅順から約150キロ東方）に上陸した。清国側は、遼東半島の地峡部（幅約4キロ）に位置する金州城付近に約6千人の守備隊を配置していたが、11月6日に第1師団が金州城を攻略し、日本軍は旅順攻撃の態勢を整えた。

当時の旅順は、日露戦争時と比較すると規模は小さいが、それでも相当に堅固な要塞であった（図1参照）。陸側の防御施設としては、旅順街道（水師営から龍河沿いに南下し、旅順市街に通じる街道）の東側に松樹山、二竜山、東鶏冠山などの砲台群を半円形に構築し、街道西側は案子山の砲台によって守られていた。海側の防御施設としては、港口東側（市街南側）に強力な黄金山砲台が構築され、港口西側の老虎尾半島にも砲台群が整備されていた。これらの海岸砲台の備砲は、その一部を陸側に向けて射撃することも可能だった。ただし、清国側の守備兵力は、金州方面から退却してきた部隊を含めても約1万3千

< 図1 旅順市街周辺地図 >



(小林他 (2011), 25頁)

人と不足していた上に、そのうち約9千人が練度の低い新規徴募兵であった。

11月21日、第2軍は旅順要塞に対する総攻撃を実施した。日本側の作戦計画は、第1師団が案子山の砲台を攻略した後に、龍河を渡って要塞東部を側面から攻撃し、それと同時に第12旅団が東北方面から正面攻撃を開始して、要塞東部を挟撃して攻略するというものだった。

第1師団は、午前8時15分に案子山を占領し、計画どおり側面攻撃に移行した。しかし清国軍は、龍河東岸の武庫や毅字後軍左營附近に防衛線を敷いて第1師団の前進を阻止した。また、要塞東部正面への攻撃を開始した第12旅団も強力な防御砲火に直面した。

日本軍は激しい砲撃を受けて苦戦に陥ったが、10時45分、日本側の砲撃により松樹山砲

台の火薬庫が誘爆し、動揺した守備兵が砲台を放棄して逃亡した。この混乱に乗じて混成第12旅団が進出したことで、要塞東部の砲台群は次々と占領され、さらに龍河沿いの清国軍防衛線も崩壊した。

第1師団（歩兵第2連隊及び歩兵第15連隊第3大隊）は15時30分に進撃を再開し、旅順市街を通過して16時50分に黄金山砲台を占領した。その翌日には港口西側の老虎尾半島の砲台群も占領し、日本軍は旅順要塞をその手中に収めた。旅順攻略戦全体における日本軍の死傷者は288人（うち戦死40人）であった。この旅順攻略戦の過程で、日本軍が多数の旅順住民を殺害したとされるのが「旅順虐殺事件」である。

2. 「虐殺」の定義

旅順攻略戦の過程で清国側に多数の死者が発生し、旅順市街が惨状を呈したことに關しては諸資料が一致する。本事件に關する日本側の準公式弁明と位置付けられる『日清戦役国際法論』（以下、「有賀（1896）」とする）も、「戸外及戸内ニ在ルモノハ死体ナラサルナク、特ニ横路ノ如キハ累積スル屍体ヲ踏ミ越ユルニ非サレハ通過シ難カリキ」（同108頁）と記述する。

その一方で、多数の死者の発生イコール「虐殺」と性急に結論付けるべきではない。本事件の検証に当たっては、まず「虐殺」の定義を明確にする必要がある⁽¹⁾。「虐殺」という用語について、広辞苑では「むごたらしい手段で殺すこと」と解説し、殺害手段の残酷性を要件としているが、この定義を戦時に適用することには、以下の2件の疑問が生じる。

疑問1 残酷性が比較的軽微な殺害手段であれば「虐殺」に該当しないとするのはおかしいのではないか。

疑問2 一般市民に対する小規模な殺害事件は多くの戦争で発生しており、事件の重大性の観点から区別を設ける必要があるのではないか。

そこで本研究では、戦時における「虐殺」の判断基準を国際法違反と事件規模の重大性の2件に求め、「多数の交戦者又は非交戦者を国際法において許容されない状況で殺害すること」と定義する。なお、国際法は時代の変遷とともに内容が進化しているため、本定義における「国際法」とは、事件当時の国際法を指す⁽²⁾。日清戦争時における国際法の解釈については、陸軍大学校講師であった法学博士有賀長雄が戦争直前に執筆した『万国戦時公法陸戦条規』（以下、有賀（1894）とする）に主に依拠する。

本定義で「多数」を要件としたのは、疑問2に示したように事件規模の重大性の観点か

(1) 本事件の先行研究が、「虐殺」について論じる一方で、その定義を明確にしていない点は理解に苦しむ。例えば、一ノ瀬（2007）は、逃走中の敵兵を射撃するという戦闘行為に対し、「これを「降伏の意志を示していない以上は合法、当然」とみるか「残酷、虐殺」とみるかは人それぞれである」（同110頁。傍点筆者）と論じたが、論旨の基礎となる部分を「人それぞれ」と曖昧にする研究姿勢では、社会科学としての議論が成立しない。

(2) この点について佐藤（2001）は、「戦時国際法は、国際法全般の場合と当然ながら同様に、時代の進展に伴ってその内容を（比較的急速に）変遷せしめている法体系であり、しかもその法源中の条約の持つ特殊性（締約国のみを拘束する）により、諸国が遵守すべき規範内容に差異が生じ得るものなのである」（同309頁）、「各時代・各国家間関係に対応して現実に適用される関係法規の実体の認定に際して、厳密な注意が要求されることは、いうまでもない」（同311頁）と述べている。

ら区別するためである。なお、「多数」に該当するかどうかは、事件当時の軍事・社会情勢を踏まえてケースバイケースで検討する必要がある。

「非交戦者」とは、いわゆる一般住民を意味する。日本語の用例では、一般住民を「非戦闘員」と表現することが多いが、国際法における「非戦闘員」という用語は、軍属などの「交戦者」を含む概念であるため、一般住民だけを意味する「非交戦者」を使用する⁽³⁾。

本定義によれば、非交戦者の殺害イコール虐殺ではない。国際法では、非交戦者の保護を要請する一方で、戦争の現実に鑑み、戦闘上の事情により非交戦者に被害が発生することもやむなしとする場合がある⁽⁴⁾。ただし、軍事的利益に比して過度に非交戦者の被害を生起させることは、事件当時の国際法でも許されなかった⁽⁵⁾。

本事件の状況に則して、非交戦者の被害が国際法上やむなしとされる戦闘上の事情を検討すると、「敵兵と非交戦者の識別が困難な状況」及び「敵兵と非交戦者が近接した状況」の2件が挙げられる。

「敵兵と非交戦者の識別が困難な状況」とは、現実の戦場では識別が必ずしも容易でなく、味方の兵士や非交戦者に対する誤射（誤爆）が不可避免的に発生することを反映している。また、「敵兵と非交戦者が近接した状況」とは、そのような状況下では、流れ弾で非交戦者に被害が発生し、あるいは敵軍撃滅のために敢えて諸共に攻撃せざるを得ないためである⁽⁶⁾。

3. 日清戦争と国際法

日清戦争では、以下に示すとおり、国際法の遵守は日本政府の重要課題と位置付けられ、日本陸軍でも所要の対策を進めていた。

-
- (3) 「『陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則』に於て『交戦当事者ノ兵力ハ戦闘員及非戦闘員ヲ以テ之ヲ編成スルコトヲ得』（第三条）と規定し、軍医官主計官等を非戦闘員たる交戦者と為すに至つた以来、一般私人の意味に於ける非戦闘員のことは非交戦者（non-belligerents）と称するのがより正しき用語法となつたものである」（信夫（1932）、115頁）。
- (4) この点について立（1914）は、「非戦闘員ハ、敵対行為ニ加ハラサル以上ハ、直接ニ之ヲ攻撃殺傷スルコトヲ得ス。但作戰行動ヨリ偶然生スヘキ間接ノ被害ヲ免レス」（同213頁。傍点筆者）と解説する。
ちなみに、現在のジュネーブ諸条約第1追加議定書の第51条「文民たる住民の保護」では、禁止対象となる無差別攻撃の態様として、「（民間地域内に位置する）多数の軍事目標であつて相互に明確に分離された別個のものを単一の軍事目標とみなす方法及び手段を用いる砲撃又は爆撃による攻撃」と「軍事的利益との比較において、巻き添えによる文民の死亡、文民の傷害、民用物の損傷又はこれらの複合した事態を過度に引き起こすことが予測される攻撃」（傍点筆者）と規定する。したがって、非交戦者を軍事目標と明確に区別できない場合や巻き添え被害が過度にわたらない場合は、条約違反の無差別攻撃には該当しない。
- (5) この点について有賀（1894）は、独立国家の権利として、「戦争ノ目的ヲ達スルニ必要ナル限りハ如何ニ残酷ニ如何ニ強暴ナル方便ヲ用キルモ妨ゲナシ」（同23頁）とする一方で、「無制限方便ノ権利ハ戦争ノ目的ノ為ニ必要ナル範囲内ニ止マルモノタルコトヲ忘ルヘカラス」（同24頁。傍点筆者）と解説する。
- (6) 「住民が砲爆弾の飛沫に由りて生命財産の上に受くる捲添的の損害に就ては、加害者に於て何等責を負ふべきものでない。攻撃軍に於て一々砲弾の行先を殊別するは不可能のことであるから、城砦の近接地に在住するものは砲弾の傍杖を喰つても、且之を喰はざるを得ざる危険率の多いのは当然として、結果に於て苦情を云ふべき理由は無いのである」（信夫（1941）、459頁）。

3.1 明治天皇の宣戦詔勅

日清戦争の開戦に当たって、明治天皇の宣戦詔勅は、「苟モ国際法ニ戻ラサル限り各々権能ニ応シテ一切ノ手段ヲ盡スニ於テ必ス遺漏ナカラムコトヲ期セヨ」（傍点筆者）として、国際法遵守の姿勢を明確にした。

有賀（1896）は、国際法遵守の理由について、「日本ハ常ニ欧米ノ諸文明国ニ向ヒ自ラモ一文明国ノ地位ニ立チテ対等ノ交際ヲ為スノ意志ヲ表示スルモノナリ、故ニ此ノ平生ノ外交主義ニ対シテモ戦勝ヲ得ルノ妨ケト為ラサル限りハ戦律ヲ遵奉スヘキ義務アルモノナリ」（同114-115頁）と説明する。大谷（1987）が、「日清戦争は軍事力の衝突にとどまらず、日本側にとっては日本が戦時国際法に準拠した戦争を行う能力のある「文明国」であることを列強に示す絶好の機会、と考えられた」（同248頁）と論じたように、不平等条約の改正などの外交政策を進める上で、国際法の遵守は重要課題と位置付けられていた。

3.2 日本陸軍の対策

開戦時の陸軍大臣であった大山大将⁽⁷⁾は、国際法遵守に関する訓諭を印刷して全兵士に配布した。この訓諭は、敵軍捕虜の取扱いについて、「敵ハイカニ残暴ニシテ悪ムヘキ所行アルニモセヨ此方ニテハ文明ノ公法ニ依リ傷病者ヲハ救護シ降者俘虜ヲハ愛撫シ仁愛ノ心ヲ以テ之ニ対スヘシ 啻ニ負傷者ノミナラス我ニ敵セサルモノハ皆之ニ対スルニ仁愛ノ心ヲ以テセサルヘカラス」（有賀（1896）、100頁）と説明する。

大山大将は、第2軍司令官に就任した際にも、10月15日付けで、「我軍ハ仁義ヲ以テ動キ文明ニ由テ戦フモノナリ（中略）降人俘虜傷者ノ如キ我ニ抗敵セサル者ニ対シテハ之ヲ愛撫スヘキコト（中略）況ヤ敵国一般ノ人民ニ対シテハ尤此注意ヲ体シ我カ妨害ヲ為サル限りハ之ヲ遇スルニ仁愛ノ心ヲ以テスヘシ 秋毫ノ微ト雖モ決シテ掠メ奪フコトアルヘカラス」（有賀（1896）、62-63頁）と命じた。

さらに大山大将は、前述の法学博士有賀長雄を第2軍司令部付きの国際法顧問に任命した。有賀（1912）によると、「第二軍即ち大山公爵を司令官と戴いて居る軍では私一人が法律家でありまして総ての規則書の立案は私に命ぜられました。此の時の第二軍参謀長は先達亡くなられた井上光大将（当時大佐）参謀副長は今の伊地知中将閣下でありまして御両人とも私の言ふことを善く納れられまして欧羅巴の学説に依り立案した事が直に実行せられ誠に愉快でありました」（同680-681頁）とされ、第2軍司令部が国際法遵守の姿勢を保持していたと認められる。

3.3 ブルッセル宣言と国際法上の義務

日清戦争の時点で、陸上戦闘における国際法の基本とされていたのは、1874年のブルッセル宣言である⁽⁸⁾。同宣言は、各国政府が批准しなかったために条約とはならなかったが、

(7) 大山大将の国際法遵守の姿勢について、有賀（1896）は以下のとおり解説する。

「大山大将ハ帝国ノ政治家中ニテ日本ノ陸軍部内ニ戦律ノ思想ヲ普及セシムルコトニ最モ力ヲ用キタル人ナリ（中略）日本帝国カジュネーブ条約ニ加盟シタル事及陸軍大学校ニ国際法ノ一科ヲ設ケ戦律ヲ以テ参謀官ノ知ラサル可カラサル一科ト為シタル事ハ皆氏ノ与リテカアル所ナリ」（同61-62頁）。

(8) 「この『ブルッセル宣言』こそそれまでに確立していた戦時国際法（慣習法）をまとめた初の総合的成文戦時国際法」（吹浦（1990）、100頁）。「（日清戦争の）宣戦の詔勅にある「苟モ国際法ニ戻ラサル限り」の国

会議に参加した各国代表が宣言内容に同意していた事実は重く、「総会ハ大体ニ於テ委員ノ修正ヲ可決シ、万国會議ノ決議案トシテ之ヲ各国政府ニ送致シタリ（中略）此ノ草案ハ既ニ締結セラレテ未タ調印ニ至ラサル万国条約ニ齎シ」（有賀（1894），93頁。傍点筆者）と認識されていた。

その一方で、有賀（1896）は、国際法上の義務について、「元来日本ハ清国ニ向テ清国カ自ラ負ヘルヨリモ更ニ重大ニ更ニ不便ナル義務ヲ負フヘキノ理由ナシ、而シテ清国ハ實際ニ於テ全ク戦律ヲ奉セサルモノナレハ、厳密ニ論スレハ日本モ清国ニ対シ全ク戦律ヲ奉スルノ必要ナク、随テ旅順口事件ニ対シ如何ナル責ヲ負フヘキ必要モ無シ。然レトモ日本ハ前ニ述ヘタル如ク清国ノ挙動如何ニ拘ラス自ラ進ンテ戦律ニ遵由セント決定シタルモノナリ、故ニ少ナクトモ其ノ自国ノ決心ニ対シテハ責ヲ負フヘキモノナリ」（同114頁。傍点筆者）と解説する。

この解説の前段は、国際法の大原則の一つである相互主義（相手国が自国に対して行った処置と同様の処置を相手国に対して行うという趣旨）について論じたものである⁽⁹⁾。当時の清国はジュネーブ条約に加入しておらず、開戦に際しても国際法を遵守する意思を表明しなかった。したがって、相互主義の観点から厳密に論じれば、日本側が清国との戦争において国際法を遵守する義務は存在しなかった⁽¹⁰⁾。日本が国際法上の責任を負ったのは、有賀（1896）が解説するとおり、あくまでも「自国ノ決心」に基づいている。

4. 史料批判の基本方針

本事件の事実関係を検証するに当たり、目撃証言の証拠価値を考証し、証拠価値の高い証言を選別する史料批判が必要である。証言の証拠価値を左右する一般的な基準としては、以下の4件が挙げられる。

基準1 証言内容に間違いはないか（例えば、客観的事実や科学法則に反する証言には証拠価値は認められない）

基準2 何らかの意図により証言内容が歪曲された可能性はないか（例えば、その証言によって目撃者が有形無形の便益を受ける場合には、歪曲のおそれがあるために証拠価値が低下する）

基準3 どの時点で証言がなされたか（事件後に歳月が経過してからなされた証言は、記憶が変質した可能性があるため証拠価値が低下する）

基準4 目撃者本人の証言かどうか（他者から伝聞した内容は、間接証言として証拠価値が低下する。発言者が特定されるなど伝聞状況が信頼できる場合にはその限りでない）

ただし、以上の基準のいずれかに該当しても、それだけで証拠価値を完全に否定される

国際法はその多くを『ブラッセル宣言』と同宣言が三五条で触れている『ジュネーブ条約』（一八六四年）に依っている」（前同103頁）。

(9) 当時のジュネーブ条約でも、この相互主義を具体化した「総加入条項」によって、交戦国がすべて同条約の当事者である場合に限り適用されるとした。

(10) 「(条約上の) 総加入条項 (si omnes) の原則からいえば、あるいは日本は対中国の戦争では戦時国際法を順守する必要はなかった、という考え方さえ成り立つ」（大谷（1987），249頁）。

ものではない。また、証言の一部に問題がある場合でも、その他の部分に関しては証拠価値が認められる場合がある⁽¹¹⁾。それでは、目撃者を外国人従軍者と日本側従軍者に大別して、それぞれの証拠価値について検証する⁽¹²⁾。

4.1 外国人従軍者の証言

第2軍には、戦争視察のために外国の従軍武官が同行していた。彼等は中立的立場にある上に、軍事専門家として戦況の観察能力が高いこと、彼等の報告は当該国にとって重要な外交資料と位置付けられることを勘案すると、その証拠価値は非常に高いと認められる。本研究では、外国武官の証言として、米国のオブライエン武官及びフランスのラブリ武官⁽¹³⁾の2件を参考資料とする。

また、第2軍には、戦争取材を目的とする外国人記者が同行していた。その中で、本事件に関する記録を残しているのは、コーウェン、クリールマン、ヴィリアース、ガーヴィルの4記者である。

本事件を最初に報道したのは11月28日の英国「タイムズ」紙であり、12月3日にはコーウェン記者の記事を掲載した。しかし、本事件が注目されたのは、12月12日の米国「ワールド」紙にクリールマン記者の記事が掲載されたことを契機とする⁽¹⁴⁾。

(11) 例えば、基準2に関して証人が何らかの意図を有しているおそれがある場合でも、その意図とは無関係な部分に関しては、証拠価値が認められることがある。

(12) 元住民の証言については、残念ながら中国側文献の翻訳が進んでいないため、本研究では参考資料として用いない。ただし、一般論としては、元住民の証言の証拠価値はそれほど高くないと考えられる。

第一の問題は、元住民の証言が記録されたのが1950年以降という点である。日清戦争から既に50年以上の歳月が経過している上に、その間に長期にわたる日中戦争が展開されたため、記憶の変質や混乱が避けられない。したがって、基準3に照らして証拠価値が低下する。

第二の問題は、本事件に関する聞き取り調査が、日本の警察予備隊創設を契機に対日批判の一環として実施されたこと（井上（1995）、266-268頁）及び本事件が「中国愛国主義教育の教室」（前同272頁）と位置付けられたことである。したがって、調査の際に日本軍の残虐性をことさらに強調するバイアスが存在した可能性が否定できず、基準2に照らして証拠価値が低下する。

(13) ラブリ武官については、当人の報告そのものではなく、1893年から1910年まで駐日ベルギー公使を務めたアルベール・ダネタン男爵が12月28日付けの報告で紹介した間接証言であるが、以下の諸点を勘案すると、その信憑性は高いと認められる。

・証言者がラブリ武官であることが明記されていること及びラブリ武官が旅順戦に従軍していた事実が外務省記録で確認できること（大谷（1987）、253頁）。

・フランスとベルギーは隣国であり、ベルギー外務省がラブリ武官の証言内容を別途確認することが容易であること（ダネタン公使としては、敢えて虚偽の報告をするリスクが高すぎること）。

・ダネタン公使は、12月7日付けで「旅順港占領にあたって、無垢の住民に対する虐殺が行われたという報道に対し、それが日本軍をそれまで性格づけていた規律の精神や人道主義に反する行為として遺憾の意を述べた」（磯見ほか（1989）、179頁）と一旦は報告した上で、それに対する修正として、12月28日付けでラブリ武官の証言に関する報告を行っており、中立的姿勢を堅持していたと認められること。

(14) 12月12日付け「ワールド」紙に掲載されたクリールマン記者の記事は、以下のとおりである。

「日本軍大虐殺 ワールド戦争特派員、旅順での虐殺を報告す 三日間にわたる殺人 無防備で非武装の住人、住居内で殺戮さる 死体、口にできぬほど切断さる 恐ろしい残虐行為に戦き外国特派員、全員一団となって日本軍を離脱す（以上が見出し）」

日本軍は十一月廿一日旅順に入り冷々たる残心を以て悉く其人口を殺戮したり 防御もなく武器をも有せざる住民は各々其家に於て屠殺せられたり 屍体の惨状は言語の能く盡す所にあらず 虐殺の無制限的に行はれたること三日にして全市悉く日軍の暴行に侵されざるなし 是れ実に日本の文明を汚かしたる第

本事件に関して同記者が執筆した記事（以下、「クリールマン記事」とする）はいずれも衝撃的な内容であり、先行研究では目撃証言として引用している。しかし、クリールマン記事に対して、当時のダン駐日米国公使は、前述のオブライエン武官の報告を回送する際の頭書で、「これらの諸君（筆者注：オブライエン武官などの従軍武官を指す）の報告によって、1894年11月21日に旅順で中国兵士の殺戮が発生したこと、しかしクリールマン氏がニューヨーク・ワールド紙に通信の形で報告した、その日付以降に生じた恐るべき行為の数々は真実ではないこと及びクリールマン氏の報告が伝えようとしている印象は真実をまったく誇張したものであることが明確になった」（1895年1月7日付け國務長官宛報告。翻訳・傍点筆者）と報告した⁽¹⁵⁾。

さらに、ベルギーのダネタン公使も、ラブリ武官に関する前述の報告の中で、「旅順港において日本軍によって行われたと伝えられる残虐行為は、新聞報道者、特にニューヨーク・ワールド紙の記者によって多分に誇張されたものであった」（磯見ほか（1989）、179頁）と述べている。

また、同記者が寄稿した「ワールド」紙はいわゆる大衆紙であり、センセーショナルな記事を部数拡大の道具としていた⁽¹⁶⁾。当時は日米間で不平等条約の改正問題が議論されており、その改正に反対する業界や世論に「ワールド」紙が迎合した可能性も指摘されている⁽¹⁷⁾。したがって、クリールマン記事に関しては、基準1及び基準2に照らして証拠価値を認めがたい⁽¹⁸⁾。

一の血痕なり 日本は此場合に於て再び野蛮に逆戻りしたり 此暴行を為すに至りたるは事情已むを得ざる所あるに由ると強弁するものあるも是れ虚妄なり信ずるに足らず 文明社会は此詳報を得ると共に唯だ戦慄するあらんのみ 外国通信者は此惨状を見るに忍びず一団となりて同軍を辞し去れり」（井上（1995）、53-54頁）。

(15) 以下にその原文を紹介する。

“From the statements of these gentlemen it appears to be clear that: there was a slaughter of Chinese soldiers at Port Arthur on the 21st of November, 1894, but that the horrors reported by Mr. Creelman in his communication to the New York World as having taken place subsequent to that date are not true, and that the impression Mr. Creelman's reports are prone to convey is a gross exaggeration of the truth.” (United States Department of State *“Foreign relations of United States, 1894 Chinese-Japanese War”* pp.88-89. 誤字修正済み)

(16) 「ワールド新聞の編集者は日本批判のキャンペーンを張り、これが結果的には同紙の部数増大の一助となり、さらに三年後の米西戦争時のイエロー・ジャーナリズム的戦争報道の基本パターンを用意したのであった。ワールド新聞は日清戦争の勝利者の一人である、という言い方も間違いとはいえない」（大谷（1989）、170-171頁）。

(17) 「クリールマンやアメリカの新聞が、この事件を取り上げることでアメリカ政府に求めたのは、上院で審議していた日米通商新条約の批准阻止だった」（原田（2008）、152頁）。

(18) 先行研究では、本事件の直後に外国人記者団と会見した第2軍司令部の有賀国際法顧問が「私どもは、平壤で数百名を捕虜にしましたが、彼らに食わせたり、監視したりするのは、とても高くつき、わずらわしいとわかったのです」（井上（1995）、198頁）と述べたとするクリールマン記事も引用している。

しかし、有賀顧問の職責から考えると、外国人記者との会話でこうした不用意な発言をしたとは考えにくい。また、それが事実であるとすれば、当局者による「自白」として非常に大きなニュース価値を有していたはずであるが、この会見に同席していたヴィリアース記者は、ノースアメリカン・レビュー誌に寄稿した「The Truth about Port Arthur」に会見の様態を詳述したにもかかわらず、この「自白」についてはまったく触れていない。

筆者は、クリールマン記者には自らの創作部分を付加して記事を劇的な内容に改変する悪癖があったの

ヴィリアース記者（画報を描く絵師）も、「ワールド」紙に虐殺状況のスケッチを掲載するなど同紙との関係⁽¹⁹⁾が認められる。さらに、ノースアメリカン・レビュー誌に同記者が寄稿した「The Truth about Port Arthur」は、11月23日の大規模な虐殺の様を描写しているが、オブライエン武官はそれを否定している⁽²⁰⁾ことに加え、事件の生存者がわずか36人という明らかに虚偽の事実⁽²¹⁾を記載していることから、基準1及び2に照らして証拠価値が低いと判断する。

米国「ヘラルド」紙のガーヴィル記者は、クリールマン記者とは逆に「旅順口に於て曾て婦女子の死骸ありしを見ず」と書き、さらに「クリールマンは虚言を吐く者なりと云ふ可きのみ」と発言した⁽²²⁾。しかし同記者に関しては、事件当日に旅順に所在していなかった疑いがあることに加え、日本側資料も婦女子の死者の発生を認めているため、基準1に照らして証拠価値が低いと判断する。

以上の諸点を踏まえ、本研究では、外国人従軍記者の中でコーウェン記者の証言を参考資料とする。ちなみに、コーウェン記者も、本事件に関する米国の新聞報道に対して意見を求められた際に、「戦争に有り来りの出来事も軍事通信者にして若し悲痛の事を積まむと留意せば多くの感激的文章の材料を供し得るなり 世には又激烈なる記事を喜ぶ者もあり」（二六新報明治27年12月27日。傍点筆者）と批判している。

4.2 日本側従軍者の証言

旅順攻略戦に参加した日本兵の証言としては、従軍記者の取材を通じて新聞に掲載されたものが少なくない。しかし、当時の日本新聞界も米国「ワールド」紙と同様に大衆紙の傾向が強かった上に、従軍記者の姿勢も中立的な観察者とは言い難く⁽²³⁾、記事内容の信憑

ではないかと推察している。

(19) 大谷（1987）、279-280頁。

(20) オブライエン武官は、「私は、11月22日及び23日になされた残虐行為についての特派員の話をこちらで聞いた。私はそれらの事実について承知していない。それらの日にはいかなる残虐行為も目撃しなかった。市街周辺の丘陵での発砲を幾度か耳にしたが、いずれの日にも暴力的行為は見なかった。私は22日のほとんどと23日の午後に市内に所在していたが、新しい戦闘行動や大規模掠奪（pillage）は見していない。」（1895年1月7日付け国務長官宛報告。筆者翻訳）と証言しており、22日以降の死者数は少なかったと考えられる。以下にその原文を紹介する。

“I heard talk here among the correspondents of atrocities committed on the 22d and 23d of November. Of these I know nothing whatever. I did not see any atrocities on those days. I heard some firing in the hills around the town, but saw no act of violence on either of those days. I was about the town most of the 22nd and during the afternoon of the 23rd, but saw no new acts of war or pillage”（United States Department of State “Foreign relations of United States, 1894 Chinese-Japanese War” p.89. 誤字修正済み）

(21) 反証の一例として、集仙茶園の件が挙げられる。市内の中新街に集仙茶園という劇場があり、天津から来た少年劇団が興行していた。大人の随伴者二十余人のうち十数名は21日に殺害されたが、14～15歳の少年俳優百余人が日本軍の庇護のもとに演劇を披露し続けており、その証拠写真も残されている（亀井（1992）、192頁）。旅順市街の面積が非常に狭かったことを勘案すると、ヴィリアース記者が集仙茶園の件を認知していなかったとは考えにくく、36人という数字は意図的に誇張したものと推察される。

ちなみに、同記事については、大谷（1987）も、「この三六人云々の部分は事実とは言い難いが、のちにホルランドの論文に採用され、虐殺事件の「伝説」のひとつとなった」（同283頁）と述べている。

(22) 井上（1995）、93-94頁。

(23) 旅順攻略戦の際に清国敗残兵の殺害に自ら関与したと自慢する従軍記者も存在した（井上（1995）、123頁）。

性には疑問がある。さらに、証言者である日本兵も、自らの武勲を故郷の人々にアピールする目的で証言内容を誇張した形跡が認められ、こうした傾向は日本兵が帰還後に出版した手記にも共通する。

例えば、清国兵の首を刀で斬り落とした旨の証言が散見されるが、当時の日本軍の中で刀剣を装備していたのは准士官以上であり、下級兵士は刀を所持していなかった。清国兵の死体に刃物を突き付ける日本兵の集団写真（井上（1995）、196-197頁）が残されているが、彼らが手にしているのは日本刀ではなく、18年式銃剣と考証される。銃剣は刃渡りが短すぎる上に、戦場での雑役にも使用される関係で刃物としては鈍らに製造されているため、厚みのある肉を切断するための凶器には適していない。したがって、戦闘中に清国兵の首を刀で斬り落とした旨の下級兵士の証言は、武勇談としての誇張である可能性が高く、証拠価値が低いと判断される。

本研究では、信憑性の高い日本側従軍者の証言として、次の5件を参考資料とする。

第一は、第1師団野戦砲兵第1連隊の輜重兵小野六蔵の『従軍日記』（国立国会図書館近代デジタルライブラリー所蔵）である。「余ヤ輸卒ナレハ固ヨリ戦闘ニ交関セス故ニ己ノ職任己ノ目撃スル事ノミヲ記載」（同1頁）と自ら述べているとおり、物資輸送を任務とする輜重兵であるため戦闘に参加せず、武勇談とは無縁な内容であることに加え、上司からの命令や戦況説明を淡々と書き連ねており、信憑性が高いと認められる。

第二は、第1師団歩兵第15連隊の歩兵窪田仲蔵の日記（岡部（1973）及び同（1974））である。窪田仲蔵は16歳から終生日記を書き続けていた上に、この日記は出版されたものではなく、内容を脚色する理由が存在しないこと、戦闘経過の記述が公刊史料と符号すること及び戦闘時の混乱ぶりを率直に記述していることを勘案すると、信憑性が高いと認められる⁽²⁴⁾。

第三は、第1師団糧食第2縦列所属の軍夫（輸送業務に従事する軍属）丸木力蔵の「明治二十七八年戦役日記」である。その証拠価値については、前述の小野六蔵と同様に、軍夫であるため戦闘に参加せず、武勇談とは無縁であることに加え、水兵の自殺等の軍内部のスクandalや、軍夫たちの賭博行為、窃盗行為などを赤裸々に記述し、信憑性が高いと認められる⁽²⁵⁾。

第四は、従軍写真家であった伯爵亀井茲明が遺した『日清戦争従軍写真帖』（以下、「亀井（1992）」とする）である。その証拠価値については、藤村道生氏が「従軍日記・写真帖がともに亀井伯爵家の私家本として刊行されたために、当局の苛酷な検閲を免れたことである。この検閲を経ないことが、今日におけるその史料的価値を高めていることに注意をうながしたい」（同14頁）、「本書は、実際に従軍したもののみが描きうる事実を、日記と写真の双方によりきわめて具体的に残したものであり、この点で本書は、元来記録の極端にすくなかった日清戦争の全体像を解明するための必須の文献である」（同16頁）と評価する。

(24) 岡部（1973）は、窪田日記について、「（歴史研究では）事件の具体的な経過を知ることが前提となるが、窪田日記は旅順虐殺事件の状況をなまなましく伝える秀れた資料である」（同19頁）と評価する。

(25) 一ノ瀬（2002）は、丸木日記について、「彼の日記の特徴としては、第一に一部の従軍日記のように公刊市販されたものではなく、従って旅順その他における無抵抗の敵兵殺害の状況、徴発（＝略奪）の様子を生々しく描いていることが挙げられる」（同122頁）と評価する。

第五は、第2軍通訳官であった向野堅一の『明治二十七八年戦役 向野堅一従軍日記』(以下、向野(1967)とする)である。この日記は当人の存命中に出版されたものではなく、内容を脚色する理由が乏しいこと及び潜入諜報員として活動していた関係で、記述内容が非常に具体的であることから信憑性が高いと認められる。

4.3 その他の文献の証拠価値

ジェームズ・アランの『Under the Dragon Flag』(以下、「アラン(1898)」とする)は、虐殺行為の描写が衝撃的であり、証言として引用されることが多い。しかし、冒険小説的な内容⁽²⁶⁾である上に、著者の来歴も不明⁽²⁷⁾であるため、大谷(1987)は「この本は「小説体的文学作品」であり、客観的事実を反映しているとしても、どの部分が事実で、どの部分が創作なのか、不明である」(同236頁)とする⁽²⁸⁾。

本研究では、以下の理由からアラン(1898)を小説と判断する。同書によると、11月21日夜にアランはボート(座礁していたジャンク(木造帆船)に搭載されていた小型艇)を使って旅順港外に脱出し、幸運にも別のジャンクに出会って救助されたとする。この逃避行の際の天候について同書は、「天候は、たいへんに寒さが厳しかったが、暴風では全然なかった」(同100頁。傍点筆者)⁽²⁹⁾と記述するが、実際には、8.3で後述するとおり激しい寒風が吹き荒れていた。

この暴風は多くの目撃者が証言するほど印象深いものであったが、それをアランが承知していなかったこと及び暴風下に小型艇で港外に漕ぎ出すことは不可能であり、アランの脱出行自体が虚構と考えられることを勘案すると、本事件の際にアランは旅順に所在していなかったと判断できる。したがって、アラン(1898)はクリールマン記事などに着想を得た小説と推察され、証拠価値を認めることはできない⁽³⁰⁾。

1883年から1922年にかけて満州で医療活動を行った英国の伝道医師クリスティーが執筆した『満州三十年』(以下、「クリスティー(1938)」とする)は、当時の満州情勢を客観的に観察した点で史料としての評価が高い。クリスティーは本事件の目撃者ではないが、事件当時の清国軍や民衆の動向を詳しく記述しているため参考資料の一つとする。

(26) アラン(1898)の概要は、藤島(1972)を参照されたい。

(27) 大谷(1987)は、アランに関して各種の人名事典に該当者が無かったこと及び「このような数奇な体験をした人物が中国の港に入港すれば、新聞記者が見逃すはずがないと考え」、当時の新聞記事などを閲覧したがアランの名前が無かったことから、「アランという人物は、それが本名であるのか、あるいはだれかのペンネームであるのかをふくめて、経歴が分からなかった」と述べている(同236-237頁)。

(28) 井上(1995)も「これはたしかに小説に近いと判断したほうがいいかもしれない」(同131頁)とする一方で、アラン(1898)に一定の証拠価値を認めている点で、史料批判が不徹底と言わざるを得ない。

(29) 以下にその原文を紹介する。

“The weather, though so bitterly cold, was far from stormy” (同100頁)。

(30) アラン(1898)について、中国側では、1950年代には小説と位置付けていたが、1980年代には、「アランの回想録の真実性は疑う余地がない。というのは、解放後、旅順大虐殺のなかを幸いにも生き残ったわずかな人々を調査した、当時の歴史の目撃者が語った資料のなかで、それが十分に証明できるからである」(井上(1995)、135頁)と評価を変化させた。この件については、小説であるアラン(1898)の裏付けとなる証言が得られたこと自体が、前述した中国側の聞き取り調査の問題点を示す証左という見方も可能である。

5. 陸奥弁明に対する検証

本事件に関する外国人記者の報道を受けて、日本政府は12月15日付け「タイムズ」紙に以下の5点の弁明（以下、「陸奥弁明」とする）を発表した。

弁明1 清国兵は逃走する際、例外なく制服を脱ぎ捨て、無害な非戦闘員になりすました。

弁明2 旅順が実質的に占領されたのちに殺害された者は、非戦闘員に姿を変えた兵士であり、その事実は独自の証拠がすでに裏付けている。

弁明3 真の非戦闘員のほとんどは、日本が包囲する前に旅順を立ち去っていた。

弁明4 残留していた非戦闘員は兵役に服するよう強要され、進撃する日本軍に清国軍とともに交戦せよとの皇帝の命令を受け、事実、旅順が占領同様になったあとも長い間交戦していた。周知のように、助命されることはないこと、捕虜になれば、彼らは清国兵の手に落ちた日本兵に対し如何なる場合にせよ加えられたのと同じ野蛮な扱いを受けることを恐れ、戦ったのである。

弁明5 日本兵は旅順への途上で、恐ろしいほどに切り刻まれた日本兵捕虜の死体に加え、市街に突入した際、非戦闘員の住居の前や建てられた柱の上に日本兵捕虜の首級を多数発見した。（以上の訳文には、大江（1998）の445頁を利用）

以上の5点の陸奥弁明に対して、大江（1998）が「事実に即していないことは明らかである」（同445頁）、「虐殺事件を正当化する日本側の言い分は、すべて事実に反するとしかいない」（同448頁）と批判しているので、それと照らし合わせながら検証する。

5.1 非交戦者への偽装

弁明1に関しては、参謀本部編『明治二十七八年日清戦史』第3巻（以下、「日清戦史」とする）に、「（清国軍の）諸隊潰乱シテ復タ収拾ス可ラス（中略）戎衣（筆者注：軍服のこと）ヲ解キ市民ヲ装ヒタル者甚タ多シ」（同261頁）と記述されている。

これに対して大江（1998）は、「[清国兵は逃走する際]、その大部分が統制のとれた指揮のもとに武装した大部隊編成を維持し、旅順から金州までの各地に駐屯していた日本軍兵站守備隊と戦闘をまじえながら蓋平の収容地まで行軍したのである。（中略）この部隊行動の統制から逸脱した逃亡兵のなかに制服を脱ぎ捨てて非戦闘員のなかにまぎれこんだものがあつたとしても、それはきわめて「例外」的な少数である」（同445-446頁）と反論し、その論拠として、日清戦史第二〇章「二 各兵站の守備」を挙げている。
しかし、日清戦史の当該箇所には、「二十二日モ亦未明ヨリ幾多ノ敗兵ハ或ハ三々五々相携エテ或ハ数十乃至数百ノ群ヲ成シ陸続トシテ来リ（中略）凡ソ此等ノ敗兵群中ニハ往々頑強ナル抵抗ヲ試ミタル者無キニ非サリシモ其大部ハ膽落チ氣沮ミテ復タ戦フノ勇ナク我守備隊等ニ衝突スルヤ頗ル周章狼狽シ我衆寡ヲ量ルニ違ナク狼狽奔竄唯々其免カレサランコトヲ恐レ殆ト部隊トシテノ行動ヲ為シタル者ナシ」（同191-192頁。傍点筆者）とあり、清国敗残兵は決して統制の取れた部隊ではなかった。

当時の清国軍の実態は下層民をかき集めた傭兵部隊であり、敗北すると規律が崩壊し

て、身分を偽装するために平服姿に変じて掠奪を敢行することが通例であった⁽³¹⁾。本事件に関しても、以下の証言が示すとおり、平服姿に偽装した清国兵（以下、「便衣清国兵」とする）が多数発生していた⁽³²⁾。

（外国人記者コーウエンの証言）「支那兵が服装を変へたるは旅順周囲の山腹に其兵服の散布しありしを見て明白なり」（二六新報明治27年12月26日）。

（歩兵窪田仲蔵の日記）「(11月21日) 敵モ三方討チ破ラレ逃グルニ違アラズ 土民ノ衣ヲ着テ土民ニ詐ルアリ 或ハ人家ニ隠レ或ハ屋根ノ上ヲ逃ルモアリ 恰モ蟻ノ散ルガ如シ」（岡部（1974）、21-22頁）。

5.2 便衣清国兵の数

弁明2に対して、大江（1998）は、前述のとおり便衣清国兵は例外的少数という誤った前提に立脚して、「「殺害された者は、非戦闘員に姿を変えた兵士」ということができる数があったとしてもごく僅かで、一万を越える屍体が収容されたなかのほんの一部にすぎない」（同446頁）と論じた。しかし実際には、以下の証言が示すとおり、死者の中には多数の便衣清国兵が含まれていた。

（ラブリ武官の証言）「私（筆者注：ダネタン公使のこと）はそこに居合わせたフランス武官ラブリ子爵（Viscount de Labry）に会ったが、彼は私にこう断言した。殺された者は軍服を脱いだ兵士たちであり、婦女子が殺されたというのは真実ではないと」（磯見ほか（1989）、179頁）。

（輻重兵小野六蔵の日記）「(11月25日) 途上死屍累々トシテ（中略）此等ハ兵服着セシモノ一人モナシ 豚兵⁽³³⁾ノ黙智死ヲ免レント欲シ戦袍（筆者注：軍服のこと）ヲ脱シ農商ニ仮装セントハ一笑々々」（同36-37頁）。

5.3 非交戦者の脱出

弁明3に対して、大江（1998）は、「「真の非戦闘員」は旅順が包囲されるまえに立ち去っていたというが、旅順を立ち去るには、（中略）南下する日本軍の戦線を突破して金州まで避難するか、海路山東半島の芝罘まで退避するか、いずれかしかなかった」（同446頁）と反論する。しかし、この説明をもって弁明3を否定している点は理解に苦しむ。

当時の旅順には、龔照璦、徐邦道、趙懷業、黄仕林、衛汝成、姜桂題、程允和、張光前の計8人の高級指揮官が存在したが、その中でリーダー格であった道台⁽³⁴⁾の龔照璦が17日に旅順から逃亡し、さらに翌18日には、黄・趙・衛の3人が逃亡した。

日本側の記録によると、高級指揮官の逃亡を受けて、兵士たちが暴徒と化して市内は大混乱に陥り、相当数の住民が船舶で脱出あるいは郊外に避難した結果、攻略戦の段階では、

(31) 通訳官向野堅一の日記には、金州方面の住民の証言として、「(12月3日) 旅順ノ敗兵五六百跑走スト皆蓋州ニ向テ去ルト云フ、此ノ近方ノ家畜衣服ヲ奪掠シテ去ルト云フ」（向野（1967）、45頁。傍点筆者）とある。

(32) 「旅順要塞線が崩れたあとの敗兵は、相当数が海上か東側の海岸伝いに離脱したほかは逃げ道を失い、軍服を脱いで便衣に着がえ、民間に潜伏した」（秦（1997）、292頁）。

(33) 「豚兵」とは清国兵に対する蔑称である。以後の証言にも同様の蔑称が登場するが、原文のとおり引用する。

(34) 知事に相当する。文官であるが、清国の制度では文官が武官に優越していた。

市内の非交戦者の数が非常に減少していたとされる⁽³⁵⁾。これを裏付ける証言として、ラブリ武官は、「旅順港占領の数日前にほとんどの住民は避難しており、町には兵士と工廠の職工たちだけであった」（磯見ほか（1989）、179頁）と述べている⁽³⁶⁾。

ちなみに、旅順に市街が形成されたのは、1880年に清国海軍基地の建設が開始され、艦隊の水兵、海軍施設で働く工員、要塞の建設工事に従事する人夫など消費人口が増えたことによる。そのため相当数の旅順住民が近隣の山東省出身⁽³⁷⁾であり、海路で山東省の郷里に難を逃れたとされる。

5.4 住民に対する戦闘命令

弁明4前段に対して、大江（1998）は「非戦闘員は兵役に服するよう強要」することなど客観的に不可能なほど、市中は騒然とした状況にあった」（同447頁）と反論するが、議論の視野を旅順攻撃直前の状況に限定している点で問題がある。

当時、清国側では敗戦が続き、本来の旅順守備隊は義州方面に転出したため、旅順防衛戦に参加した清国兵の約3分の2が新規徴募兵であり、その中には旅順での徴募者も含まれていた⁽³⁸⁾。ちなみに、旅順で徴募された兵士の一部は、要塞陥落によって清国軍が崩壊した時点で、軍服を脱いで一住民に戻ろうとした可能性がある。日本軍が進入した際に旅順市街に所在した便衣清国兵の中には、こうした離脱者が含まれていたものと推察される。

5.5 日本側死傷者に対する残虐行為

弁明5で示された清国側の残虐行為は、11月18日の土城子戦の際に発生した。この戦闘

(35) この件に関する日本側の記録は以下のとおりである。

（日清戦史）「是ニ於テ黄仕林、趙懷業、衛汝成ノ三統領前後潜ニ逃レテ芝罘（筆者注：山東半島の商港、現在の地名は煙台）ニ走り 其部下ノ遊兵ハ公然銀庫ヲ掠メ造船所ノ大、小官僚ハ争フテ庫儲ノ貴重品ヲ盗ミ民船ニ載セテ逃亡シ 旅順市街ハ全然恐慌ト騒擾ノ裡ニ葬ラレタリ」（同259頁）。

（旅順占領後に民政官に就任した外務省書記官鄭永昌の証言）「旅順道台龔照璵カ我軍既ニ花園口ニ上陸スルヲ聞クヤ忽チ恐怖ノ念ヲ起シ、李鴻章ニ軍事上ノ面稟ヲ口実ト為シ竊ニ家族ヲ引連レ芝罘ヘ立去リタルヲ以テ人心大ニ乱レ、紳士商民皆其ノ財産家族ヲ取纏メ帆船ニ積込ミ陸続芝罘ヘ遁レ又ハ近村ニ移転スル者其ノ数ヲ知ラス（中略）故ニ我軍ノ進撃セシ時ハ市街既ニ空虚ナリ」（有賀（1896）、113頁）。

(36) 住民の大量脱出は旅順に限ったことではなかった。清朝の陪都奉天は戦場とならなかったが、「新しい敗報の度毎に、そこ（筆者注：奉天のこと）には恐慌が起つた。人口の半分は逃げ、家具財産は二東三文に売りとばされ、幾千の軍隊が市中を占領し、広い田舎の地方は掠奪兵の為に蹂躪された。（中略）村落には人の姿を見ず、北方に逃げることの出来なかつた者は山地に穴を掘つて、その中に女子供とすべての動産とを匿した」（クリスティー（1938）、130頁）とされる。

(37) 「旅順口ハ元ト天然ノ港ニ非ス、唯夕海ニ接続セル一帯ノ沼地ナリシヲ後ニ掘リテ船隔ト為シタルモノナリ。（中略）此ノ次第ナレハ旅順市街ニハ本来土着ノ者トテ一人モ有リシニ非ス、総テ住民ハ過去十四年以内ニ外ヨリ移住シ来リシ者ナリ。其ノ移住者ノ十中ノ八ハ山東省ヨリ来リ、他ノ二ハ天津ヨリ来リシモノナリ」（有賀（1896）、112頁）。

(38) 写真家亀井茲明の日記によると、「(10月30日) 道傍募招兵勇ノ告示アリ 此レハ是レ我大軍ノ襲撃ニ因リ其ノ防禦ニ充テング為メニ俄ニ兵勇ヲ募集セシモノト見エタリ 其苦心ノ状推知スルニ足ル」（亀井（1992）、85頁）とされ、現地で熱心な徴募が行われていたことが認められる。また、同じく亀井茲明の日記によると、金州戦での清国兵捕虜5人を尋問したところ、そのうち1人が旅順での徴募者だった（前同123-124頁）。

では、日本側の偵察部隊約800人が清国軍約5千人の迎撃を受け、「戦死一名、負傷者三七名の損害を受け、死傷者を遺して撤退せざるをえなかった」（大谷（1987），217頁）とされる。かくして戦場に残置された日本軍死傷者に対し、以下の証言が示すように清国側による残虐行為がなされたものである⁽³⁹⁾。

（歩兵窪田仲蔵の日記）「(11月19日) 敵兵退却ノ後我兵士ノ死体ヲ見ルニ一ノ首アラズ皆敵兵之レヲ切り持去レリ 或ハ手ナキモアリ足ナキモアリ腹ハ十文字ニ切り武器被服皆持去リ実ニザンコクノ殺シヲナシタリ」（岡部（1973），20頁）。

（写真家亀井茲明の日記）「(11月18日) 戦後ノ惨状実ニ見ルニ忍ビス 我カ戦死者ノ首級ハ悉ク敵ノ奪フ所トナリ多クハ左手ヲ斬リ陰莖ヲ取り中ニハ鼻ヲ殺キ眼球ヲ抉クリ腹ヲ裂キテ砂礫ヲ其中ニ充タシタルモノアリ」（亀井（1992），142頁）。

（通訳官向野堅一の日記）「(11月19日) 民家ノ側ラニ日本兵ノ死体ヲ発見ス。之レヲ検スルニ首ト手ト陰囊ヲ取り去リ肌肉ヲ裂キ腹ヲ斬リ臟腑ヲ引き出シタリ」（向野（1967），38頁）。

大江（1998）は、死者に対する残虐行為については論述せず、負傷者に関しては、「土城子の戦闘で、日本軍は退却にあたり戦死者の屍体を遺棄したが、負傷者を戦場に置き去りにしたとは考えられない」（同448頁）と否定する⁽⁴⁰⁾。しかし、外国人記者コーウェンは、「日本軍は、日本人捕虜の死体のうちの幾つかが生きたまま火焙りにされたり、手足を切断されたりしたのを目にし、より激昂したのであった」（井上（1995），26頁。傍点筆者）と証言している⁽⁴¹⁾。

こうした残虐行為の発生は、清国軍の指揮官以下に国際法に関する素養が欠如していたことを意味する⁽⁴²⁾。したがって、弁明4後段のとおり、日本軍も同様の行動を取るものと

(39) 本件に関して有賀（1896）は、「(清国軍は) 戦闘力ヲ失ヒタル我カ兵士三十余名ハ悉ク其ノ首級ヲ刎ネタリ、且彼等ハ尚ホモ惨忍ナル挙動ニ出テタリ、即チ我カ兵士ノ臟腑ヲ切取り其ノ跡ニ土石ヲ填メタリ」（同106頁）と記述する。

ちなみに、山縣有朋第一軍司令官は、9月の段階で兵士に以下の訓示を行っており、清国側による残虐行為について、日本側がかねてから憂慮していた事実が認められる。

「敵国ハ古ヨリ極メテ残忍ノ性ヲ有セリ 戦闘ニ際シ若シ誤テ其生擒ニ遇ハ、必ス酷虐ニシテ死ニ勝ルノ苦痛ヲ受ケ卒ニハ野蠻慘毒ノ処ヲ以テ其身命ヲ戕賊セラル、ハ必然ナリ 故ニ萬一如何ナル非常ノ難戦ニ係ルモ決シテ敵ノ生擒スル所トナル可ラス 寧ろ潔ヨク一死ヲ遂ケ以テ日本男兒ノ氣象ヲ示シ以テ日本男兒ノ名誉ヲ全フスヘシ」（有賀（1896），60-61頁）。

(40) 大江（1998）は、「戦死者と負傷者の比率がだいたい通常の戦闘で生じる比率とおなじなので、戦死者のなかに捕虜となって殺害されたものはいなかったと考えてよい」（同448頁）と説明するが、論拠が非常に薄弱と断じざるを得ない。

(41) コーウェン記者は、18日の土城子戦だけでなく、翌19日にも日本人捕虜の惨殺が発生した件について、以下のとおり証言している。

「余（筆者注：コーウェンのこと）は斥候隊と共に旅順附近の山間なる一大村に行けり（中略）余等の隊の一人は不意に其射撃を受けたり為に馬より落ちたりしが後之を搜索すれども見出す能ざりし（中略）ルーター社の通信員ハート（筆者注：戦闘時に旅順に所在していた外国人記者）より聴く所に抛れば支那人は右の騎兵を旅順に送り之を苦しめ且つ之を焼きたり」（二六新報明治27年12月25日。傍点筆者）。

(42) 当時の清国や朝鮮には、反乱などの大罪を犯した者を生きたまま切り刻む凌遲刑という公式の処刑方法が存在した。中華主義の世界観では日本は「東夷」と位置付けられ、清国皇帝に逆らう蛮族であり、凌遲刑に値すると考えたとしても不思議ではなかった。この件について中国人研究者の関捷氏は、以下のとおり説明している。

恐怖した清国兵が、投降を出来るかぎり回避しようとしたことは合理的に推認できる。

5.6 日本側による報復行動

弁明5に関しては、以下の証言が示すとおり、旅順攻略戦が開始される以前から日本兵の間に清国兵に対する復讐心が生じていた上に、戦闘当日に市街で日本兵の惨殺死体を発見したことで、報復行動が加速された状況が認められる。

(歩兵窪田仲蔵の日記)「(11月19日)余等ハ之レ(筆者注:日本兵の遺体)ヲ見テ実ニ堪ヘ兼此ノ後敵ト見タラ皆殺シニセント一同語り進ム」(岡部(1973), 20頁)。

(写真家亀井茲明の日記)「(11月19日)死躰ヲ寸断ニシ首ナク手ナク蛮清ノ醜虜敢テ凌辱ヲ我將士ノ躰ニ加フ 覚エズ赫然トシテ憤怒一番我同胞ノ為メニ此ノ讐復セズンバ止マザルノ感情ヲ起サルモノナシ」(亀井(1992), 143頁)。

(通訳官向野堅一の日記)「(11月19日)双台溝ノ丘陵ヲ上ラントスルヤ途中ニテ死体三人ヲ担荷ニ載セテ病院ニ送ルヲ見ル、内二人ハ首ナク之ヲ見シモノ落涙セザルナシ。此ノ死体ハ実ニ我兵士ヲシテ大ニ敵愾心ヲ増サシメタリ」(向野(1967), 38頁)。

(歩兵窪田仲蔵の日記)「(11月20日)此ノ時敵ノ死体三ツアリ 見ルニ皆火アブリニシ亦腹等ハ十文字ニ切りアリ 是レ前十八日双台溝ニ於テ敵ノ為メニ無残ノ殺シヲ受ケシ故其仇トシテ我軍兵士今此ノ死体ヲ此ノ如クシタルナリ 余等モ是レヲ見テ一寸ノ心ヲ安ゼリ」(岡部(1974), 22頁)⁽⁴³⁾。

(前同)「(11月21日)此ノ時余等ハ旅順町ニ進入スルヤ日本兵士ノ首一ツ道傍木台ニ乗セサラシモノニシテアリ 余等モ之レヲ見テ怒ニ堪エ兼氣ハ張り支那兵ト見タラ粉ニセント欲シ旅順市中ノ人ト見テモ皆討殺シタリ」(岡部(1974), 22頁)。

5.7 陸奥弁明に関する総括

以上のとおり、陸奥弁明は信憑性の高い複数の証言によって裏付けられる。これに対して大江(1998)が、「事実に即していないことは明らかである」(同445頁)「虐殺事件を正当化する日本側の言い分は、すべて事実に反するとしかいいえない」(同448頁)と批判したことは誤りであると言わざるを得ない。ただし、陸奥弁明は説明が簡略である上に、国際法に基づく解釈も示しておらず、それだけで事件を正当化する内容とは認め難い。

6. 大山弁明に対する検証

有賀(1896)は、本事件に関する日本側の準公式弁明と位置付けられ、その中には大山第2軍司令官が大本営に対して弁明した内容(以下、「大山弁明」とする)を収録する。その骨子は以下のとおりである(有賀(1896), 118-119頁)。

弁明イ 「二十一日ニ於テ市街ノ兵士人民ヲ混一シテ殺戮シタルハ実ニ免レ難キ実況ナルヲ知ルヘシ。

「清国軍のこの行為はいささか過激ではあった。もっとも、中国では古代より殺した敵の左耳を切りとって功績を記録したり、また悪人は殺して晒し者にする等の慣習があったことも理解しておかなくてはならない」(井上・廣島(1994), 29頁)。

(43) この記述は、旅順攻撃の前日(11月20日)に、清国兵に対する報復が既に始まっていたことを示す。

- 一、旅順口ハ敵ノ軍港ニシテ市街ハ多クノ兵員職工ヨリ成立セシ事
- 二、敗余ノ敵兵家屋内ヨリ発砲セシ事
- 三、毎戸ニ兵器彈藥ヲ遺棄シアリシ事
- 四、我兵ノ同市ニ進入セシハ薄暮ナリシ事

弁明口 「二十二日以後ニ於テ捕虜中間々殺戮セラレタル者はレアリタルモ此等ハ皆頑愚不覚、或ハ抵抗シ或ハ逃亡等ヲ計リタル徒ヲ懲戒スル為万止ムヲ得サルニ出テタルノミ」

弁明ハ 「人民ノ財貨ヲ掠奪シタル事実ハ全ク無根ナリ、但シ当夜同市ニ投宿シタル軍隊ノ其ノ宿営用具、即チ机、腰掛、火鉢、茶碗、薪炭等ノ類ヲ徵用シタル事実ハ之レアルヘキモ財貨ノ奪掠ニ至リテハ断シテ之レ無シ、已ニ一二心得違ノ者ハ夫々処分ヲ終ヘタリ」

6.1 非交戦者の巻き添え被害に関する考察

大山弁明イは、非交戦者が戦闘の巻き添えとなって殺害された事実を認めた上で、その事情について説明したものである。便衣清国兵の問題に触れていないのは、前述の陸奥弁明を論旨の前提としているためと思量される。

6.1.1 軍港としての特殊性

弁明イの一は、旅順市街は要塞内部に位置し、各種軍事施設と近接するという特殊性を有していた（図1参照）ため、「通商ヲ目的トスル市邑ヲ襲撃スル場合ニ於ケル如ク綿密ナル手段ヲ施スノ必要ナシ」（有賀（1896）、120頁）とする。要塞攻撃では、一般都市に対する作戦行動と比べ、非交戦者に配慮する余地がそれだけ小さくなることは国際法も認めている。

さらに本事件の場合、日本軍が旅順市街に進入したのは、その南方に位置する黄金山砲台の攻略を目的とした作戦行動であり、清国兵の掃討は副次的な位置付けにすぎなかった。残存していた清国側防御施設の中で黄金山砲台は最も強力である上に、当日も同砲台からの激しい砲撃を日本軍が受けていた以上、当該作戦を速やかに実施する必要性が存在したことは疑いない⁽⁴⁴⁾。その結果、市街の掃討戦を性急に進めざるを得ず、非交戦者を巻き添えにするリスクが増大したものと認められる。

ちなみに、旅順攻略戦に先立つ金州戦でも便衣清国兵が市街に潜伏したが、民家に対する捜索は実施されなかった⁽⁴⁵⁾。その理由としては、日本軍は金州城を包囲しておらず、敗兵のほとんどが旅順方面に脱出していたこと及び次の清国側防衛拠点である大連港とは距離が開いていたため、わずかな清国兵の潜伏を放置しても特段の問題はなかったことが挙げられる。

(44) (写真家亀井茲明の日記)「(11月21日)午後八更ニ海岸砲台ノ攻撃ニ着手セリ 海岸砲台中旅順占領ニ最モ障碍ヲ与ヘタルモノヲ黄金山ノ砲台ト為ス(中略)故ニ海岸砲台ノ占領ハ先ツ此ノ砲台ヨリ始メサルヘカラス」(亀井(1992)、164頁)。

(45) 「此ノ時(筆者注:金州占領時のこと)尚ホ多少ノ敵兵ハ人民ニ混シテ城内ニ隠伏シタリ、然レトモ最早顧慮スルニ足ラサルヲ見タルヲ以テ殊サラ探索ヲ為サ、リキ」(有賀(1896)、81-82頁)。

6.1.2 民家からの発砲

弁明イの二に挙げられた民家からの発砲に関しては、以下のとおり証言が分かれている。

(外国人記者コーウエンの証言)「私は実際に発砲されるのを全て目にしたが、日本兵以外からのものは何もなかったと疑いもなく誓って言える。(中略)私の目にした限りでは、家屋からは一発の発砲もなかった」(井上(1995), 157-158頁)。

(写真家亀井茲明の日記)「(11月23日)旅順ノ市街ヲ勦討セント其廓内ヲ窺フニ各家皆戸ヲ閉鎖シテ闐然タリ 是ヲ以テ我兵ハ別ニ警戒ヲ加フルコト無ク徐々突入セシニ忽然壁墻ノ間隙ヨリ発射シテ我ヲ狙撃スル者アルニ遇フ 乃チ其ノ家屋ニ闖入シテ房室ヲ捜査シ直ニ七八名ノ清兵ヲ獲 是ニ於テ大ニ警戒ヲ加ヘ戸毎ニ表裏ノ門戸ヲ毀チテ潜匿者ヲ捜討セシ」(亀井(1992), 190頁)。

コーウエンの証言には、市街での作戦行動の全容を一人で観察できたのかどうか、あるいは日本兵による発砲とそれ以外の発砲をどこまで見分けられたのかという疑問が残る。その一方で、亀井茲明は掃討現場に居合わせなかったと推察されるため、間接証言として証拠価値が落ちる。本研究では、有賀(1896)が「市街ニ依リシ敵兵ノ数遥ニ少ナク、団結シテ強烈ノ抵抗ヲ為シタル形跡更ニナシ」(同123頁)と認めていることを勘案し、日本軍の作戦行動に重大な障害となるほどの抵抗は発生しなかったと認定する。

以下の証言が示すとおり、日本側では市街に潜伏した清国兵による狙撃を警戒していた。その結果、対象を十分に識別することなく過早に攻撃する傾向が生じ、非交戦者の巻き添えを誘発したと認められる⁽⁴⁶⁾。

(外国人記者コーウエンの証言)「日本人が市外に入込みたる時は多分敵の抵抗に会するならむと思はれたるなり(中略)支那兵は屋内に潜伏し居りて市街を進攻する日本兵を狙撃するならむと此恐れありしも案外抵抗は是れなかりしなり(中略)日本兵が旅順に入り総て動きつ、ある者に向て射撃したるは尚ほ之を有理と云ふを得可し」(二六新報明治27年12月26日。傍点筆者)。

(オブライエン武官の証言)「その時点の日本軍は、かくも簡単に市街と海岸要塞を占領できるとは思っていなかったのではないかと私は疑っている。私の信ずるところによれば、彼等が市街を前進した時には、しばらくの間、敵の抵抗を警戒していた。そうした発想のもとに掃討作戦を開始すると、軍隊はまもなく統制を失って不必要な殺戮を行う結果となった」(1895年1月7日付け國務長官宛報告。筆者翻訳)⁽⁴⁷⁾。

6.1.3 民家に遺棄された武器

弁明イの三は、「敗兵ノ多数カ師団ト旅団トノ間ニ挟マレテ逃路ヲ失ヒ民屋ニ入り兵器ヲ捨テ」(有賀(1896), 121頁)と述べ、民家に武器が遺棄されていたとする。この件に

(46) その背景として、市街における近接戦闘では、先に射撃した側が圧倒的に有利であるという戦争の現実がある。

(47) 以下にその原文を紹介する。

"I doubt if the Japanese for a moment thought they were going to have such an easy task in taking the town and sea forts. When they advanced through the town it is my belief that they were momentarily looking for resistance, and with such an idea began to clear the way, with the result that the troops soon got out of hand and made an unnecessary slaughter." (United States Department of State "Foreign relations of United States, 1894 Chinese-Japanese War" p.89. 誤字修正済み)

ついては、以下の証言が示すとおり、便衣清国兵が武器を所持しており、逃走の際にその一部を民家内に遺棄したと推察される⁽⁴⁸⁾。

(外国人記者コーウェンの証言)「余が見たる支那人の屍体の或者は通常衣服を着け居たれども短上衣の下には弾薬筒を帯び弾薬の半を尚ほ残せるあり中には武器を携へたる者もあり通常衣服を着けし者の中には支那兵の長靴を穿き居る者あり此等を考ふれば日本人が旅順の住民を総て敵と見たるを非難す可からず」(二六新報明治27年12月26日。傍点筆者)。

(写真家亀井茲明の日記)「(11月24日)旅順ノ商家皆戎器ヲ蓄ヘ弾薬ヲ藏セザルハナシ余ガ宿セシ西新街ノ民家ニ於テモ亦多ク銃丸ヲ発見セリ」(亀井(1992), 197頁)。

こうした武器が敵対行動に使用されないように回収するのは当然であるが、日本側が民家の捜索を実施すれば、その過程で非交戦者との接触を余儀なくされる。さらに、屋内で武器を発見した場合、その場に居合わせた非交戦者を便衣清国兵と誤認するリスクが生じる。したがって、民家への武器の遺棄が、非交戦者の巻き添えを誘発したと認められる。

6.1.4 薄暮という時間帯

弁明イの四に関しては、前述のとおり第1師団が旅順市街へ進入したのは15時30分であった。11月21日という日付及び市街の周囲が山地で囲まれていたこと(図1参照)を勘案すると、照度の不足によって非交戦者の識別が困難となっていた状況が看取される。したがって、薄暮という時間帯が、便衣清国兵との誤認による非交戦者の巻き添えを誘発したと認められる。

6.1.5 非交戦者の巻き添え被害に関する総括

陸奥弁明及び大山弁明に関する以上の所論を総括すると、11月21日に非交戦者が巻き添えとなって殺害された事情を以下の5件に整理できる。

事情1 多数の便衣清国兵が市街に入り込んでいたこと

事情2 黄金山砲台の占領という作戦目的のため、市街の掃討を早急に実施する必要性が存在したこと

事情3 日本兵が敵の狙撃を警戒し、過早に射撃する傾向が生じたこと

事情4 遺棄された武器を回収するため、民家を捜索する必要があったこと

事情5 薄暮という時間帯のため、非交戦者との識別が困難だったこと

日本軍としては、非交戦者の巻き添え被害をなるべく回避すべきであったが、以上の事情を勘案すると、国際法の観点からやむなしと解され、本研究における「虐殺」の定義には該当しないケースが少なくなかったと思量される⁽⁴⁹⁾。

(48) 民家への兵器の遺棄は、以下に示すとおり金州戦でも発生していた。

「兵器弾薬ノ類ニ至リテハ土族屋敷ノミナラス民屋ニモ多量ニ存シタルヲ捨置キ難シ、住民ノ言フ所ニ依レハ此等ノ兵器弾薬ハ民屋ニ宿舍シタル敵ノ兵士カ逃走ノ際ニ捨行キシモノナレド若シ其ノ儘ニ捨置クトキハ兇徒ヲシテ志ヲ逞セシムルノ虞アル」(有賀(1896), 82頁)。

(49) 外国人記者コーウェンも、以上の事情を勘案して、「(11月21日の行為については、)余は当初此事に恐怖の感を起さむとせしが熟考の末日本兵は左程非難す可き者ならずとの断定を得たり」(二六新報明治27年12月26日)と判断した。

ただし、この総括は11月21日の作戦行動について包括的に論じたものである⁽⁵⁰⁾。翌22日以降に関しては、事情2及び5は存在せず、事情1、3及び4も大幅に軽減されていたため、軍事的利益に比して過度に非交戦者の犠牲を生起させたとして、国際法上許されないケースが多かったと考えられる。

6.2 清国兵の殺害に関する考察

ブルッセル宣言第13条は、禁止行為の一つとして、「武器ヲ措キ、又ハ防戦ノ術盡キ擲身降ヲ請フ敵ヲ殺傷スルコト」と規定する。「降ヲ請フ敵」とあるように、清国兵が戦意を失って逃亡していたとしても、武器を放棄して両手を上げるなど降伏の意思を明示しない限り、日本側が攻撃を続行しても問題はない⁽⁵¹⁾。しかし、日本側に身柄を拘束され、あるいはそれに準ずる状態の清国兵（以下、「抵抗力喪失兵」とする）に対する加害行為は国際法違反のおそれがある。

6.2.1 抵抗力喪失兵の殺害

本事件では、以下の証言が示すとおり、抵抗力喪失兵が殺害された事実が認められる。

（オブライエン武官の証言）「私は、無抵抗で捕虜にできただけでなく、そもそも非武装で最も謙虚に降伏の姿勢を見せていた者が殺されているのを沢山目撃した。私は、両手を後ろ手に縛られた状態の死体も沢山見た。私は、非常に切り刻まれ、銃剣で殺されたことを示す傷を負った死体を見た。彼らの倒れている様子から無抵抗であったことが間違いなく分かった。こうした事を目撃したのは、恐るべき行為を見る目的で歩き回った結果ではなく、関心事であった要塞や主要箇所を視察する通常の経路の途中であった」（1895年1月7日付け国務長官宛報告。筆者翻訳）⁽⁵²⁾。

（外国人記者コーウェンの証言）「余は銃傷ある屍体の寝台の下に横はれるを見たり是れ明に憐れむ可き動物（支那人）が寝台の下に隠れたるなり 余は亦跪ける形の屍体を見たり 是れ明に彼等が叩頭しつつある間に殺されたるなり」（二六新報明治27年12月26日）。

（歩兵窪田仲蔵の日記）「(11月22日) 敗兵中ニハ死人ノ如ク見セ掛ケ臥シ居ルアリ 我軍掃除隊ハ之ヲ見テ或ハ切り或ハ突キ殺ス」（岡部（1974）、23頁）。

-
- (50) 11月21日の行為に関しても、個々のケースとして、相手が非交戦者と認識しておりながら殺害した場合などは国際法違反に該当する。
- (51) 「敗績の敵軍をして捲土重来の機会なからしむるには、退却の敵兵を迅速に追躡して迅速に止めを之に刺し、之を殲滅せしめて禍根を戦場に絶つといふことは、蓋し作戦上の須要たるに相違ない。（中略）右は謂ゆる作戦上の必要といふ見地に於て、明かに之を適法と認むるの外ない」（信夫（1941）、356-357頁）。
- (52) 以下にその原文を紹介する。

“I have seen myself a number of cases of the killing of men who not only could have been made prisoners without resistance, but who were plainly unarmed and in a position of most humble surrender. I have also seen a number of bodies whose hands were tied behind their backs. I have seen bodies very much mutilated and bearing wounds indicating that they were killed with the bayonet, when I know beyond question that where they lie there was no resistance. I have seen these things, not as a result of going around for the purpose of seeing horrors, but in the ordinary course of my observation of the battle and of trips to the forts and main points of interest.” (United States Department of State “*Foreign relations of United States, 1894 Chinese-Japanese War*” p.89. 誤字修正済み)

(写真家亀井茲明の日記)「(11月22日)(敗残兵と交戦した兵站部において)此ノ戦ニ於テ捕獲セシハ白馬数頭清兵三百人多キニ達シ(中略)此ノ日捕虜過半ハ之ヲ銃殺シ」(亀井(1992), 188頁)。

(軍夫丸木力蔵の日記)「(11月22日)清の敗兵成るか身なりの様子では分からねど、捕縛され山景或ハ畑中なぞにて首打たる、者数しれず」(一ノ瀬(2002), 128頁)。

(輜重兵小野六蔵の日記)「(11月23日)背囊運搬ノ為メ米河子ニ至ル途中支那人三名ヲ捕ヘ砲兵一等軍曹(火工長松井某)之ヲ斬ル 是レ何ノ故カ余之ヲ知ス敵ト雖トモ惻然タリ」(同34頁)。

(軍夫丸木力蔵の日記)「(11月23日)此日も敵兵数人つれ来り、松山畑中にて首打たる、」(一ノ瀬(2002), 128頁)。

(前同)「(11月27日)残兵を捕へ来り斬殺するにあたり、係りの人より百人長にドウダ斬てみんかといはれ、(中略)チヤン公にげかゝる間に首切をとしたり」(一ノ瀬(2002), 129頁)。

(通訳官向野堅一の日記)「(12月2日)敗兵一人蓆ヲ蒙リテ臥シタルアリ之レヲ見出し銃殺ス。(中略)此夜第四中隊ノ中ニ三人ノ敗兵ヲ捕ヘ斬殺ス」(向野(1967), 44頁)。

外国人記者コーウェンは、11月21日の行為については、「日本兵は左程非難す可き者ならず」(二六新報明治27年12月26日)とする一方で、22日以降については、「日本兵が総ての抵抗全く終りたる後に於て支那人を捕虜と為さずして之を殺戮したることは咎めざる可からず」(前同明治27年12月27日)と批判した。これは、逃走中の清国兵が疲労困憊するなどして抵抗力を喪失していたケースが多いとの判断によるものであろう。

国際法の観点からも、本来であれば、このように抵抗力を喪失した兵士に対する攻撃は許されない。しかし、5.1で前述したとおり、清国兵が平服姿に偽装していたことが判断を難しくしている。

6.2.2 国際法と交戦者資格

国際法では、投降した兵士が捕虜としての取り扱いを受けるためには、交戦者資格を有することを前提としている⁽⁵³⁾。ブルッセル宣言第9条によると、交戦者資格が認定されるためには、次の3条件をすべて具備する必要がある⁽⁵⁴⁾。

条件1 固定ニシテ遠方ヨリ認知スヘキ分明ナル標章ヲ有スルコト

条件2 公然ニ兵器ヲ携帯スルコト

条件3 作戦ニ於テ戦争ノ法律慣例ニ遵フコト

清国兵が平服姿に偽装していた点は、明らかに条件1に違反する⁽⁵⁵⁾。さらに、6.1.3で前述したように銃器を隠し持っていたケースは条件2に違反し、民家での掠奪行為は条件3

(53) 「交戦者たるの資格が特に認めらるる結果として、敵に降伏したる場合又は敵に捕へられたる場合には、均しく俘虜の取扱を受くるの権利を有すること論を俟たない」(信夫(1941), 99頁)。

(54) 後のハーグ陸戦条約では、この3条件の他に「部下ノ為ニ責任ヲ負フ者其ノ頭ニ在ルコト」が追加された。

(55) 交戦者資格の条件1を理解する上で参考となるのが、米国映画「大脱走」(1963年公開)である。この映画で、ステイブ・マックイーン演じる米軍将校は、当初はドイツ兵から奪った軍服を着用して逃走していたが、ドイツ軍に包囲されたと見るや、その軍服を脱ぎ捨て、そして再び捕えられた際には、身に付けていた米軍徽章(認識票)をドイツ兵に示した。これらの行為は、交戦者資格を確保し、捕虜としての取り扱いを受けるために非常に重要なことだった。

に違反する。したがって、便衣清国兵は交戦者資格を有していなかったと解される⁽⁵⁶⁾。

交戦者資格を有していない兵士は、国際法の保護の対象外となる⁽⁵⁷⁾。これを即時処刑することが許されるかどうかについてブルッセル宣言は明記していないが、この宣言の検討段階でロシアから提案された「戦時ノ法規及慣例ニ関スル国際条約案」では、交戦者資格の条件を提示するとともに、「以上の条件を具備せざる武装隊は交戦者たるの資格を有せざるものとし、之を正規の敵兵と認めず、捕へたる場合は裁判に依らずして処断することを得」(信夫(1932), 118頁。傍点筆者)と規定していた。

このロシア提案に対する評価は、「大体ヨリ論スレハ善ク近時ニ於ケル国際公法ノ進歩ニ伴ヒ、深ク考慮ヲ盡シタルモノニシテ、列国規約ノ根拠トスルニ適当セリ(中略)露国提案ハ全ク従来既定ノ戦規ニ基キモ新案ヲ挿マス、又概シテ仁愛ヲ過度ニシ為ニ実用ニ適セサルノ患ナシ」(有賀(1894), 91-92頁。傍点筆者)とされる。

以上のとおり、日清戦争当時は、交戦者資格を有していない兵士に対しては、「捕へたる場合は裁判に依らずして処断することを得」が「従来既定ノ戦規」であったと解される。したがって、本研究では、便衣清国兵の殺害は国際法違反でなく、「虐殺」の定義には該当しないと考察する⁽⁵⁸⁾。

6.2.3 抵抗又は逃亡した捕虜の殺害

大山弁明口は、清国兵捕虜の殺害を認める一方で、抵抗や逃亡などの事情による「万止ムヲ得サル」行為とした。捕虜による抵抗又は逃亡を制圧するためにやむなく殺害したというケースであれば、この弁明は成立する⁽⁵⁹⁾。しかし実際には、既に制圧された状態の捕虜を処刑したケースが認められる⁽⁶⁰⁾。

ブルッセル宣言第18条は、「俘虜ハ其ノ監守ヲ司ル軍隊ノ現行法律規則ニ従フヘキナリ」(逃走した俘虜を)再捕シタルトキハ懲罰ニ付シ、又ハ更ニ嚴重ナル監禁ニ処スヘシ」と規定する。したがって、抵抗や逃亡を企てた捕虜に懲罰を課すことは可能であるが、その

(56) 日清戦争では、これと逆のケースも発生した。日本では、通訳官を「通訳・翻訳業務以外の諜報活動や占領地における民政庁の補助、捕虜の取り扱い補助など」(佐々(1997), 396頁)の職務に活用していたところ、第2軍司令部が敵状偵察のために派遣した通訳官3人が金州付近で清国側に捕まって処刑された。彼らは変装のため平服を着用していたので、交戦者資格を有していなかった。

(57) 「便衣兵は捕虜と異なり、陸戦法規の保護を適用されず、状況によっては即時処刑されてもやむをえない存在」(秦(2007), 193頁)。

(58) この場合、清国兵の身柄を拘束したのは、国際法上の捕虜としたという趣旨ではなく、適当な処刑場所に連れていくための便宜的行為と整理される。ちなみに、佐藤(2001)は、ジュネーブ第3条約(捕虜の待遇に関する条約)第5条の解釈に関して、「敵の手中に陥った者」のことごとくが「敵の権力内に陥った者」(捕獲国から国際法上の捕虜としての待遇を保証された者)とは限らないことを示唆している(同312頁)と述べ、「身柄を拘束されたこと」と「国際法上の捕虜の権利を得たこと」は必ずしもイコールでないとする。

(59) 「俘虜逃走ヲ企テ若クハ其ノ他ノ目的ヲ以テ暴力ヲ振り監守者ニ抵抗スルトキハ之ヲ殺戮スルモ妨ケナシ」(有賀(1894), 301頁)。「俘虜ノ逃レントスル者ニ対シテ逃走ヲ妨クル為メ銃ヲ向ケ、必要ナレハ之ヲ銃殺スルヲ得。其監視兵ニ抵抗シ又ハ本国ヲ助ケントセル場合ニ於テモ然リ」(立(1914), 225頁)。

(60) 「二十二、二十三、二十四ノ数日間ハ稀レニ日本兵士カ繩ヲ以テ支那人ヲ三々五々連縛シテ市外ニ引キ行クヲ見タリ、即チ日本軍ニ向テ数多犯ス所アリシニ因リ殺戮スル為ニ引キ行クモノナリシト云フ」(有賀(1896), 109頁)。

場合には軍法会議の審判が必要とされ、現場での処刑は国際法違反である⁽⁶¹⁾。この点に関し、有栖川宮参謀総長は、以下のとおり厳しい批評を下している。

「捕虜ニ向テ兵器ヲ使用スルコトヲ得ヘキハ彼レ現在力抗シ自ラ兵器ヲ振テ防鬪スル場合ニ限ルナリ、仮令抵抗ヲ企テタルモ、未タ之ヲ実行セス、又ハ既ニ実行シタルモ更ニ縛ニ就キタル後ハ唯タ之ヲ軍法会議ノ審判ニ付スルノ一アルノミ、即チ日本ノ陸軍治罪法第二十五条ニ曰、「俘虜降人ノ犯罪ハ軍法会議ニ於テ之ヲ審判ス」ト」(有賀(1896), 125頁)。

6.3 掠奪行為に関する考察

本事件に際し、旅順市街では掠奪が行われた痕跡⁽⁶²⁾が認められ、井上(1995)は、11月21日の掃討戦の際に日本軍が掠奪を行ったとするクリールマン記事を引用した(同154頁)。しかし大山弁明ハでは、軍隊の宿営に関する物資を徴用しただけで、日本軍による掠奪行為はなかったとしているため、この点について考察する。

前述のとおり、旅順攻略戦に先立つ11月18日に清国兵が暴動を起こして市街を掠奪した。清国側指揮官は事態を鎮静化させることに成功したが、翌19日には旅順北方で大規模な野戦が行われており、掠奪現場の後始末をする余裕はなかったと推察される。そして、攻略戦当日にも便衣清国兵による掠奪が発生したため、日本軍の占領以前に旅順市街は二度にわたって掠奪に曝されたことになる。

21日に市街に進入した日本部隊は、6.1.1で前述したように黄金山砲台の攻略を任務としており、日本側指揮官としては、一刻も早く進撃する必要があった。その途上で市街に潜伏する便衣清国兵を掃討することはやむを得ないにせよ、兵士の掠奪によって部隊が停止する事態は決して容認できなかったはずである。実際にも、日本軍は15時30分に市街に入り、16時50分には黄金山砲台を占領したことから判断すると、大規模な掠奪を行う時間的余裕は無かったと考えられる。

したがって、21日の旅順市街占領の時点で目撃された掠奪の痕跡は、清国兵の行為が日本兵によるものと誤認された可能性が高い。その一方で、以下に示す証言は、占領後に日本軍が物品を押収した事実を示している。

(オブライエン武官の証言)「私は22日のほとんどと23日の午後に市内に所在していたが、民家や商店の小規模掠奪(looting)以外には、新しい戦闘行動や大規模掠奪(pillage)は見えていない。小規模掠奪は、まさに掠奪の対象物が無くなってしまいうままで続いた」(1895年1月7日付け国務長官宛報告。筆者翻訳)⁽⁶³⁾。

(61) 「俘虜タリトモ犯罪アルトキハ捕者タル政府ノ裁判ヲ受クヘキコト前述ノ如クナルニ於テハ其ノ犯罪ニシテ死刑ニ該ルトキ之ヲ殺戮スル権利アルコト勿論ナリ」(有賀(1894), 301頁。傍点筆者)。「俘虜ニシテ陰謀、騒擾、脱走、規律違反、其他之ヲ捕ヘタル国ノ国内法ニ於テ重罪又ハ輕罪ヲ以テ罰スル行為ヲ為セルトキハ、捕ヘタル国ノ軍人ト同様ニ、之ニ対シテ裁判ヲ為シ処罰ヲ為スヲ得」(立(1914), 225頁。傍点筆者)。

(62) (軍夫丸木力蔵の日記)「(11月22日)質商か古着屋成るか、店より奥の間まで上中下のしやべつなく古衣物一面に取散しあり」(一ノ瀬(2002), 128頁)。

(63) 以下にその原文を紹介する。

“I was about the town most of the 22nd and during the afternoon of the 23rd, but saw no new acts of war or pillage, except the looting of the houses and stores. That went on until there was really nothing much left to loot.” (United States Department of State “Foreign relations of United States, 1894 Chinese-

(歩兵窪田仲蔵の日記)「(11月22日早朝)酒或ハ砂糖菓子等ヲ分捕リ亦皮ヲ分取り首ニ卷キ将校中ニハ虎ノ皮等ヲ分捕セシモノ沢山アリ」(岡部(1974), 22頁)。

ブルッセル宣言第39条は「掠奪ハ之ヲ厳格ニ禁制ス」と規定するが、ここで問題となるのが「掠奪」の解釈である。信夫(1941)は、「掠奪とは戦地又は軍事占領地に於て住民の財物を奪取すること」(同535頁)と定義する一方で、「占領軍隊の目前に必要なる日常必需品、即ちそれが無ければ軍の生活が能きぬといふ物品、例へば糧食、燃料、馬匹飼養料、屋舎等に就て住民の逃走等のため適法の方法に依る徴発を行ふに由なき場合には、臨機それ等の物件を押収使用するに妨げない」(同542頁。傍点筆者)と解説する。

本来であれば、相当金額の対価を支払うことが原則であるが、所有者と連絡が取れない場合には、そのまま押収することが認められる。大山弁明ハが、「人民ノ財貨ヲ掠奪シタル事実ハ全く無根ナリ」とする一方で、「当夜同市ニ投宿シタル軍隊ノ其ノ宿営用具、即チ机、腰掛、火鉢、茶碗、薪炭等ノ類ヲ徴用シタル事実ハ之レアル」と述べているのは、占領直後に無人の家屋内でこれらの必需品を押収する行為は、国際法上の「掠奪」に該当しないと判断に基づくと解される。

前述の証言に見られるとおり小規模な窃盗行為が発生したことは否定できず、大山弁明も「已ニ一二心得違ノ者ハ夫々処分ヲ終ヘタリ」とその事実を認めているが、財貨に対する大規模な掠奪事件は生起しなかったと推察される。ちなみに、日本側の記録によると、戦闘開始以前に旅順を脱出した非交戦者が貴重品を持ち出したため、そもそも市街には高価な財物が残っていなかった模様である⁽⁶⁴⁾。

7. 師団長命令に関する考察

大谷(1987)、一ノ瀬(2007)及び原田(2008)などの先行研究は、清国側の残虐行為に対する報復として、第1師団長の山地中将が「婦女老幼以外の壮丁の清国人をすべて殺害せよ」と命令したことが本事件の背景に存在したと指摘した。しかし、この所論に対しては疑問がある。

1万人超の師団将兵に密命を下すのは不可能であるため、仮に命令が出たとすれば、師団長としての正式命令と解する以外にない。しかし当時の日本軍では、重要文書を参謀が起案し、参謀長が筆を加えた上で、師団長の決裁を受ける手続きであったため、こうした直截的かつ過激な表現の命令文書が作成されたとは信じがたい。

さらに、外国人記者コーウェンは、「日本の将校等が旅順進撃に当り支那人が其敵の身体に加へたる残虐の為に起こされたる憤激をば極力減殺せむと力めたるは余が目撃者として断言し得る所なり」(二六新報明治27年12月25日)と証言する。もしも師団長自らが報復を命令したのであれば、将校たちが兵士の掣肘に努めるとは考えにくい。

問題の「師団長命令」の論拠とされるのは、歩兵第2連隊上等兵の関根房次郎及び第2軍通訳官の向野堅一の日記であるため、それぞれの内容について考察する⁽⁶⁵⁾。

Japanese War” p.89. 誤字修正済み)

(64) (外務省書記官鄭永昌の報告)「商店家屋ニ存在セシ物品財産ノ重ナルモノハ日本軍進撃前已ニ運搬サレ只残ルモノハ価値ナキ雑物ノミナリ」(有賀(1896), 113頁)。

(65) 論者は、三田村熊之介著の『日清戦争記金州旅順之大戦』(国立国会図書館近代デジタルライブラリー所蔵)

7.1 関根房次郎の日記

関根房次郎の『征清従軍日記』には、以下に示すように3段階の原稿があり、問題箇所に関する記述が変遷している（一ノ瀬（2007）、76-79頁）。

（第1稿）「山地將軍より左の命令あり。我が軍にては上陸以来、当地迄は敵国の人民といえども、土民に対しては暴行をなさざれども、今よりは土民といえども我軍に妨害する者は不殘殺すべしとの令あり。此所において我々兵士始め敵地に入りたる心得を以て、旅順兵を鑿殺するの勇氣一層増加せり」

（第2稿）「団体長令して曰く、敵の殘酷最も甚だし、また軍人化して土風判別し難き土民もまた応援を成すによって、今後は容赦なく壯丁者は悉皆、兵農の区を分けず射斬すべしと達せられしかば、各兵士は幸い元氣満々、勇氣勃々」

（最終稿）「団体長令して曰く、敵の殘酷最も甚し、また軍人化して土風分別し難き土民もまた応援を成すに依て、今後は容赦なく壯丁者悉皆兵農の区を分けず射斬せしと達せられしかば、各兵士は幸いに元氣満々、勇氣勃々」

後述するように、日清戦争当時の国際法では、非交戦者による敵対行為は戦争犯罪とされ、その行為者（以下、「民間戦争犯罪者」とする）を処罰することを認めていた。しかし第2軍では、それまで民間戦争犯罪者を処罰せずに放免していた⁽⁶⁶⁾。

第1稿は、「土民といえども我軍に妨害する者は不殘殺すべし」（傍点筆者）と述べ、民間戦争犯罪者を殺害対象としており、それまでの寛恕方針からの転換を意味する。しかし第2稿以下では、成年男子を悉く殺害せよと書き換えられた結果、民間戦争犯罪者の処罰から単なる報復へと内容が変質している。

順序から考えて、関根がもともと認識していた「師団長命令」の内容は第1稿だったと解するのが自然である。しかし第1稿の文章は、「当地迄は敵国の人民といえども、土民に対しては暴行をなさざれども、今よりは土民といえども」（傍点筆者）と重複が目立つ上に、論旨が複雑で分かりにくい。そこで第2稿以下では、論旨を単純明快にするとともに、「壯丁者悉皆兵農の区を分けず射斬」と文語調で勇壮な表現に変えたと思量される。つまり、関根日記の記述の変遷は、4.2で前述した武勇談としての誇張がなされた実例である。

ちなみに、第2稿以下で「山地將軍」が「団隊長」に書き換えられた件に関し、一ノ瀬（2007）は「関根自身、山地の名を出すのはやはりまずいと思い、「団体長」というほかし

に、「十八日の戦敵兵の殘忍酷薄なる深く我軍を怒らしめ師団長は各將校に諭すに報復を以てし各隊又現に其の慘状を視て進み旅順の進撃は鑿殺を期せしなり」（同66頁）と記述されていることも、師団長命令の論拠の一つに挙げている。

しかし、同書の印刷が攻略戦から一カ月も経過していない12月19日であること、著者の三田村熊之介は『日清戦争記平壤及黄海の大捷』及び『日清戦争記九竜城之戦』も執筆していることなどを勘案すると、同書は従軍者の体験談ではなく、当時の新聞記事に掲載されたエピソードを編集したものと推察され、証拠価値を認めることはできない。

(66) (写真家亀井茲明の日記)「(10月30日)我第一連隊ノ哨兵線内ニ入り兵士ニ対シテ暴行ヲ加ヘタル二人ノ土人ハ之ヲ捕ヘテ第十五連隊ノ風紀衛兵ニ交付シ転シテ師団司令部ニ致ス 則チ參謀將校ハ大ニ之ヲ戒メ我王師ノ向フ所ハ正々堂々唯清國ノ不信ヲ責ムルノミ爾等土民ニ向ヒ寸毫敵意アルコトナシ 自今復タ斯ノ如キ乱暴ヲ為スコト勿レト我十錢銀貨二個宛ヲ与ヘ縛ヲ解テ之ヲ放タル 彼等叩頭三拜九拜シテ去ル」(亀井(1992)、88頁)。

た表現にしたのだろう。(中略)軍の不祥事はそこに従軍した自分の名誉にかかわる、だから隠蔽したいという心理が加わったのであろう」(同80頁)と指摘した。

しかし、文脈から判断して、関根当人は本件を不祥事と認識しておらず、むしろ当然の報復行為と考えている。さらに、もしも不祥事と認識していたのであれば、「団体長」と中途半端な記述とせずに、「命令」の事実を文中から削除すれば済むことである。

校正の段階で「団体長」と書き換えた理由は、「師団長命令」であるかどうか自信がなかったためであろう。関根当人としては、前述のとおり第1稿の内容を「師団長命令」と認識していたが、いざ文章に書き起こしてみると、「師団長命令」の形式から大きく外れていることに気付き、誰が命令を出したのか曖昧にする表現に変えたものと推察される。

7.2 民間戦争犯罪者の処罰

ブルッセル宣言の検討段階でロシアから提案された「戦時ノ法規及慣例ニ関スル国際条約案」では、「私人にして或時には独立して交戦に従事し、或時は平和的業務に服する者は交戦者たるの資格を有することなく、捕へられたる場合には軍律に依りて処断せらるべし」(信夫(1932), 119頁。傍点筆者)と規定していた。

この点について有賀(1894)は、「若シ特ニ国家カ闘戦ノ為ニ使用スル人員ニ非サル者即チ普通人民ニシテ敵ニ危害ヲ加ヘタルトキハ敵ハ之ヲ戦争ノ為ニ働ク者ト視ルヘキ義務ナク、私利ノ為ニ危害ヲ軍隊ニ加ヘントスル者ト看做スヲ以テ、戦規ニ依ラス、罪人トシテ軍律ニ依リ処断スヘシ」(同161頁。傍点筆者)と解説する⁽⁶⁷⁾。

以上のとおり国際法では、民間戦争犯罪者を死刑などの重罰に処することを認める一方で、軍律審判⁽⁶⁸⁾に付すことを要請していた⁽⁶⁹⁾。日本兵に対する残虐行為の発生を受けて、今後は民間戦争犯罪者を容赦しない方針に転じたこと自体は合法であるが、軍律審判に付さずに処刑することは国際法違反と解される。

(67) 立(1944)も、戦争犯罪の類型の一つとして「軍人以外の者(非交戦者)に依り行はるる敵対行為」(同46頁)を挙げ、「私人は敵国の直接の敵対行為に依る加害を受けざると同時に、自己も亦敵国軍に対して直接の敵対行為を行ふを得ざるを以て、敵対行為を行うて捕へらるれば、敵軍は、自己の安全の必要上より、之を戦時犯罪人として処罰し得べきことを認められる」(同49頁)とした上で、その処罰方法については、「凡そ戦時犯罪人は、軍事裁判所又は其他の交戦国の任意に定むる裁判所に於て審問すべきものである。(中略)列挙したる者(筆者注:民間戦争犯罪者を含む)の如きは、概ね死刑に処し得べきものなるも、固より之よりも軽き刑罰に処するを妨げない」(同53-54頁。傍点筆者)と解説する。

(68) 「各国軍隊は、軍律を制定して、戦争犯罪を処罰の対象として規定し、軍律違反者たる戦争犯罪人を、軍の審判機関(軍律法廷)を通じて処罰するのが慣例であった。軍律法廷は純然たる司法機関ではなく、統帥権に基づく機関であって、むしろ行政機関、あるいはせいぜい準司法機関というべきものである。その行う審判は、機能的には軍事行動と把えるのが正確であり、その本来の目的は、戦争犯罪を行った敵対者の処断を通ずる威嚇によって、究極的には(占領地・作戦地帯における)自国軍隊の安全を確保することであった。そのため、審判の手続は簡易にされ、軍罰(たいてい死刑)の執行は迅速であった」(佐藤(2001), 313-314頁)。

(69) 向野堅一日記によると、日本軍の通訳官が殺害された事件について、12月26日に大山第2軍司令官名で「罪跡顯著故意害人実属可惡茲死死刑以昭軍法」との判決がなされ、「徐三」という住民が死刑にされたとある(向野(1967), 53-54頁)。これはおそらく軍律裁判によるものであろう。

7.3 向野堅一の記事

向野堅一の記事に関して、井上（1995）は、「（日本兵に対する）実ニ言語ニ絶スル惨殺ノ状ヲ目撃セラレタル山路將軍ハ大ニ怒リ此ノ如キ非人道ヲ敢テ行フ国民ハ婦女老幼ヲ除ク外全部剪除セヨト云フ命令ガ下リマシテ旅順デハ実ニ惨又惨、旅順港内恰モ血河ノ感ヲ致シマシタ」（同295-296頁。傍点筆者）との記述を引用して、「師団長命令」の論拠とした。

しかし、この箇所は向野本人の記事ではなく、30年後の1924年に三崎山（日本軍通訳員の殉職碑）の三十年大祭で同人が行った追想談を他者が書き留めた速記録であり、間接証言と位置付けられる（向野（1967）、137頁）⁽⁷⁰⁾。本件に関しては、以下の記事本文の記述を参考とすべきである。

「（11月19日）此ノ（日本兵の惨殺死体が発見された）民家ニ二人ノ土民アリ手腹ニ血痕アリシヲ兵ニ見出サレ遂ニ之レヲ打殺ス。（中略）此兵ハ第三連隊ノ兵ナルカ、師団長閣下モ之レヲ一見セラレ大ニ残念ガラレ今後ハ已ムヲ得ズト云ワレシトゾ」（向野（1967）、39頁。傍点筆者）。

つまり、向野堅一の記事によると、「已ムヲ得ズ」とされたのは、日本兵に対する残虐行為に参加した民間戦争犯罪者の殺害であり、その点では前述の関根日記と符合する。さらに注目すべきは、あくまで山地師団長の発言にとどまり、正式な師団長命令が下されたとは認められない点である。

7.4 師団長命令に関する総括

以上の諸点を勘案すると、向野日記に記載された山地師団長の発言が、清国軍による残虐行為の事実とともに、兵士の間に「師団長命令」として拡散したものと推察される。

正式な命令文書が作成されたわけではなく、自然発生的な口頭による情報流通であったため、その拡散過程で情報内容が変質することは避けられない。一部の部隊では、本来の師団長発言の趣旨から大きく外れて、「壮丁者悉皆兵農の区を分けず射斬」と理解し、敵対行為の有無にかかわらず、成年男子を機械的に殺害した可能性が認められる⁽⁷¹⁾。

また、向野日記によると、「（11月19日）士官之（筆者注：残虐に損壊された日本兵の死体）ヲ見テ兵士ニ命ジテ曰ク能ク此ノ死体ヲ見置ケ敵兵ヲ見バ一人余ス勿レト云フ兵士涙ヲ振フテ切齒シテ去ル」（向野（1967）、38-39頁）として、現場指揮官が清国兵に対する報復を兵士に命じていたことがうかがえる。したがって、「師団長命令」ではなく、一部の現場指揮官が「壮丁者悉皆兵農の区を分けず射斬」と命令していた可能性も否定できない⁽⁷²⁾。

(70) 井上（1995）の引用文は、向野（1967）の当該箇所と比較すると、短い文章にもかかわらず5箇所の字句の間違いが認められ、原文を参照していなかった可能性がある。

(71) （軍夫丸木力蔵の日記）「（11月22日）殊にあわれニ思ひしは婆さん二十九くらいな娘と子供と廿三四の男付添い、荷物を天びんにかつぎ来たるを我が兵士是を捕へ其の男をつれ行く、娘婆さん共泣きさげぶ、哀れなるハ其の男どこへつれゆかれしか定めし殺されたるべし」（一ノ瀬（2002）、128頁）。

(72) 向野日記によると、旅順攻略戦に先立つ金州戦において、「（11月6日）清人一人ヲ銃殺ス、此時兵呼テ曰ク此清人ハ降参スルト云ヘリト、士官之ニ答ヘテ曰面倒ナリ殺セト云フ声ノ下ニ二発直ニ死ス」（向野（1967）、30頁。傍点筆者）とされ、捕虜取扱いあるいは軍律裁判の煩雑さを嫌った指揮官が現場で処刑を命じていたケースが認められる。

8. その他の死者発生状況に関する考察

以下では、その他の死者発生状況として、婦女子の死者、水中の死者及び野外の凍死者の3態様について考察する。

8.1 婦女子の死者

市街掃討の過程で、非交戦者である婦女子が殺害された事実が認められる⁽⁷³⁾。その一方で、以下の証言が示すとおり、その多くは誤認⁽⁷⁴⁾によるものと考えられ、組織的に婦女子の殺害が行われたわけではなかった。

(外国人記者コーウエンの証言)「余は数名の婦人及び少数の小児の殺されたるを見たり然れとも余は又日本人の加害せざる数十名の婦人を見たり 概して云へば日本人は婦人小児を害せざらむことを力めたるなり」(二六新報明治27年12月27日)。

(写真家亀井茲明の日記)「(11月24日) 偶々婦女子ノ害ニ遭フ者アルハ誤殺ニ係ル是レ市街戦ニ在テハ固ヨリ怪ムニ足ラザル事ト為ス」(亀井 (1992), 197-198頁)。

(歩兵窪田仲蔵の日記)「(11月21日) 此ノ戦後日ノ調ニ依レバ婦人四十余人ヲ殺シタリト云フ 是日暮レテ後見分ノ付カザルナリ」(岡部 (1974), 22頁)。

婦女子の死者数について、コーウエン記者は「数名の婦人及び少数の小児」と証言する⁽⁷⁵⁾が、窪田仲蔵の日記を勘案すると、数十名程度と推察される。死者数が相対的に少なかった理由としては、新興開発地である旅順では婦女子の絶対数が少なかったこと及び婦女子は早期に避難していたこと⁽⁷⁶⁾が挙げられる。ちなみに、以下の証言が示すとおり、日本側が婦女子を保護していた事実も認められる⁽⁷⁷⁾。

(軍夫丸木力蔵の日記)「(11月22日) 油荒物商、此家ニは三十前後の女只一り蒲団を前いにかけて寄り掛りいるゆへ、尋ね問へば作(昨)夜此さハぎに出産仕し、(中略)産婦一人にげをくれし者成り、跡にて聞けば日本の医官きたり手あてをし薬をあたへしとゆふ」(一ノ瀬 (2002), 128頁)。

8.2 水中の死者

市街掃討の後に、旅順港内外の水面に多数の死体が浮かんでいた事実が認められる。これらの死者の発生状況について、井上 (1995) は、避難者の乗ったジャンク10隻を日本海軍の水雷艇が撃沈したとするクリールマン記事を引用した (同154-155頁)。

(73) (輻重兵小野六蔵の日記)「(11月25日) 每家多キハ十数名少キモ二三名ノ敵屍アリ 白髯ノ老爺ハ嬰兒ト共ニ斃レ白髪ノ老婆ハ嫁娘ト共ニ手ヲ連ネテ横ハル其慘状実ニ名状スヘカラス」(同35頁)。

(74) 婦人の誤認が発生した背景として、6.15で前述した諸事情に加えて、冬季のために厚い防寒具を着用していた関係で男女の区別が困難だったことが推察される。ちなみに、防寒具を着用した女性の写真が、亀井 (1992) の185頁に掲載されている。

(75) 有賀 (1896) も、「市街ノ死体ハ大抵盛年ノ男子ニシテ婦女幼児ハ極メテ少ナキ事是レナリ。女子ハ水中ニ一人及途上ニ一人アリシノミ」(同109頁)と述べている。

(76) (写真家亀井茲明の日記)「(11月1日) 此地婦人ハ早く已ニ戦乱ヲ避ケテ遠ク辺土ニ逃レ遺留スル者甚タ少シ」(亀井 (1992), 89頁)。

(77) 有賀 (1896) は、母娘3人を第2軍司令部で保護した旨を記述する (同110頁)。

しかし、11月21日における日本水雷艇の戦闘行動は、旅順港から出てきた2隻の小汽船を追跡して発砲したところ、2隻とも旅順西部の海浜に乗り上げ、乗員は上陸して逃亡したという1件のみである（日清戦史, 210-216頁）⁽⁷⁸⁾。翌22日に陸軍が老虎尾半島の砲台群を占拠し、港口に設置された機雷を除去するまで日本艦艇が港内に進入できなかったことを勘案しても、港内の死者は日本海軍とは無関係に発生したと考えられる⁽⁷⁹⁾。

日清戦史には「(清国兵が) 汽艇、短艇等ニ乗り港外及老鉄山（筆者注：旅順西南部の山地）方向ニ潰走セリ」（同157頁。傍点筆者）との記述がある。まだ日本軍に占領されていない港内西側に向けて航行していた船舶に対し、以下の証言が示すように日本側が発砲し、乗船者が海中に転落したものと考えられる。

（外国人記者コーウエンの証言）「パニック状態の逃亡者、つまり男や女や子どもたちを通常の二倍も乗せたボートの群れが、西へと移動していた。士官に率いられた日本軍の騎兵部隊が入江の上手にいて海の方向に発砲し、その射程内の者全てを殺戮した」（井上（1995）、160頁）。

（軍夫丸木力蔵の日記）「(11月22日) 岸辺に小船商船あり、前日敗走の折こゝより本船にうつらんとして海中ニ落入る者、はしけ船なくしておよぐ者、あはてまとふ中我兵追打して敵をさんざんになやます」（一ノ瀬（2002）、128頁）。

当該船舶の乗船者が非交戦者だけであれば、この攻撃は国際法違反の可能性はある。しかし、コーウエン記者の証言でも「男」の乗船が認められ、非交戦者と一緒に多数の清国兵が乗り込んでいたものと推察される。このような場合には、非交戦者と兵士を区別して攻撃することは不可能であるため、日本側が諸共に銃撃を浴びせても国際法違反ではなく、本研究の「虐殺」の定義には該当しない。

それ以外にも、逃亡のため浅瀬を涉っていた人々が狙撃され、水中に没した事実が認められる⁽⁸⁰⁾。しかし、以下の証言が示すとおり、これらの人々の中には多数の清国兵が含まれていたため、やはり国際法違反とは言い難い。

（写真家亀井茲明の日記）「(11月23日) (市街の) 搜索ヲ嚴ニセシカハ彼レ竟ニ遁ル、コト能ハス三々五々海岸ヨリ身ヲ海中ニ投シ水ヲ潜リテ遁ケントス 我兵之ヲ狙撃シテ悉ク屠戮ス其数幾何ナルヲ知ラス是レ敵屍ノ海中ニ多キ所以ナリ」（亀井（1992）、191頁）。

8.3 野外の凍死者

大陸性気候に属する遼東半島は、11月下旬には相当に寒冷となる。それに加えて、以下

-
- (78) このうち1隻は清国海軍の船舶であることが後日確認されており、仮に非交戦者が乗船していたとしても、日本海軍が攻撃することは正当な戦闘行為である（もう1隻は同夜の強風により破碎されたため未確認）。
- (79) 港外の海岸にも多数の死体が発見されているが、これらについては、「(旅順要塞の東南端に位置する砲台の) 東方ノ海岸ニ衆多ノ敵兵群集スルヲ見、筑紫（筆者注：日本海軍の巡洋艦）ハ進テ海岸ニ近ツキ一時三十分之ヲ砲撃シタリ 蓋シ此敵兵ハ第二軍ノ左翼縦隊カ東鶏冠山（筆者注：旅順要塞の砲台）以南ノ諸砲台ニ突入スル少時前ニ砲台ヲ棄テ大連湾方向ニ遁逃セントセシモノ、一部ナルカ如シ」（日清戦史、214頁）とされ、日本海軍の艦砲射撃による戦死者と認められる。
- (80) 有賀（1896）も、「湾ヲ涉リテ西ニ逃レントシタル者ハ陸ヨリ射撃セラレタリ、是レ水中ニモ多ク死体ヲ存セシ所以ナリ」（同109頁）と認めている。

の証言が示すとおり、11月21日夕刻から激しい寒風が吹いた事実が認められる⁽⁸¹⁾。

(写真家亀井茲明の日記)「(11月21日) 此夜ハ日暮前ヨリ北風甚ダ強ク加フルニ雪ヲ交ヘ寒威凜烈骨ニ徹シ歩哨モ直立スルゴト能ハズ」(亀井(1992), 177頁)。

(歩兵窪田仲蔵の日記)「(11月21日) 途中ヨリ雨ニ逢ヒ寒風俄ニ吹キ来リ練兵所付近ノ橋ヲ通行スル際実ニ暴風厳シク既ニ吹キ落サルル様ナリ 我国ニ於テハ寒中富士山頂上タリトモ此ノ如キ寒サハナシト互ニ語レリ」(岡部(1974), 22頁)。

旅順攻略戦の死者に関して、先行研究では日本軍による殺害を前提としていた。しかし、この厳しい天候によって日本側にも低体温症による死者が生じており、屋外を逃走中の清国兵の中には同様の死者が多数発生したものと推認される⁽⁸²⁾。この件について、写真家亀井茲明の日記には、「(11月22日) 蘇家屯ヨリ北平山麓ニ至ル約一里余ノ間屍死相接シ石ヲ敷キタルガ如ク内五分一ハ凍死ナリ」(亀井(1992), 186頁)とある。こうした低体温症による死者が「虐殺」の定義に該当しないことは説明を要しない⁽⁸³⁾。

9. 死者数の推計

以下では、本事件における清国側の死者数について、中国側及び日本側の先行研究を踏まえて本研究としての推計を行う。

9.1 中国側の推計

戦闘終了後、日本軍は清国人の死体を集めて火葬に付し、遺灰の埋葬地には木碑を建て、日清両国の僧侶を招いて供養を行った。三国干渉により遼東半島が清国に返還されると、清国側はこの埋葬地にあらためて石碑を建てた。その石碑には「光緒甲午十月 日本敗盟旅順不守官兵商民男婦被難者計一万八百余名 忠骸火化骨灰叢葬于此」(傍点筆者)と彫られ、万忠墓と呼ばれるようになった。

この「一万八百余名」は、「火葬に付してから時をへていない時期の数字であるから、比較的正確と考えてよい」(大江(1998), 443頁)とされ、本事件の死者数として引用されることが多い。たしかに事件後の早い時期に記された点は重要であるが、清国側が万忠墓の建設時に死者数の調査を行った形跡は認められず、「一万八百余名」には具体的な根拠が乏しいと言わざるを得ない⁽⁸⁴⁾。

(81) 「天遽ニ寒ク気温華氏三十五度(筆者注: 摂氏1.7度)ニ下リ烈風迅雨狂暴ヲ逞クシ暗黒咫尺ヲ弁セス」(日清戦史, 165頁)。

(82) (外国人医師クリスティーの証言)「支那軍隊には、負傷者に対する何等の設備もなかつた。兵は倒れたまま捨て置かれ、徐ろに餓死するか、或ひは少くまじな凍死よりほかなかつた。零下何十度といふ温度では、一夜で十分であつた」(クリスティー(1938), 132頁)。

(83) 前述した港内水面の死者についても、冬季のため海水温が低いことを勘案すると、低体温症による死亡あるいはそれに派生する水死が多く含まれていた可能性は否定できない。

(84) 一部の論者は、万忠墓の数字「一万八百余名」は実際に同所に葬られている死者数であり、市外での死者は含まれていないと解釈する。しかし、問題の碑文には「日本敗盟旅順不守」と日本を非難する意図が認められ、清国側が死者数を過小に記載したとは考えにくいこと及び清国側が前述のとおり調査を行っていない以上、万忠墓の埋葬者数だけを特記したとは考えにくいことなどを勘案すると、「一万八百余名」という数字が旅順攻略戦における全死者数を指すと解するのが妥当である。見方を変えれば、事件当時の清国側では、死者数を最大でも「一万八百余名」と認識していたことを意味する。

東北民族学院の関捷氏は、1993年の第二回近百年中日関係史国際シンポジウムにおいて、「清国軍の兵士で殺された者二〇〇〇人から二五〇〇人、一般民衆で虐殺にあった者一万七五〇〇人から一万八〇〇〇人、総計およそ二万人というのが比較的正確なものと思われる」（井上・廣島（1994）、35頁）と発表した⁽⁸⁵⁾。しかし、当時の旅順の人口規模を勘案すると、この推計は過大と言わざるを得ない。

遼東半島における昔からの中心都市であった金州城⁽⁸⁶⁾は、面積約0.45平方キロで当時の人口は約1万4千人であった。それに対して旅順は、周囲を山々に囲まれ平地が少ない上に、その南側は軍事施設で占められていたため、市街地は約0.24平方キロと狭隘（図1参照）であった。この面積に金州城の人口密度を当てはめると7,500人となる⁽⁸⁷⁾。

旅順の居住実態が金州城よりも劣悪で、一人当たりの占有面積が狭かったとしても、当時の人口は1万人程度と推計される。それに加えて、5.3で前述したように、住民の大量脱出が発生していた。

旅順攻略戦に先立つ金州戦では、金州城の人口1万4千人のうち陥落時に残留していた人数は5千人、比率にして35%であった。それと比較して旅順の場合には、金州戦後に旅順が攻撃されるまで半月の期間があったこと、金州城と違って住民の脱出が制限されていなかったこと、戦闘開始以前に兵士による暴動が発生していたこと、住民は山東出身者が中心で山東地方への避難が容易であったこと等を勘案すると、残留者の比率は20%程度と推計される。

当時の旅順の人口を前述のとおり1万人と仮定すると、その20%の2,000人が残留者数となる。したがって、前述した中国研究者の推計は、市街に残留していた非交戦者の人数を超過している。

ちなみに、中国側の研究状況に関しては、大谷（1987）が、「本事件に関する中国側の）詳しい研究が始まったのは第二次大戦後のことであった。それには様々な原因があろう。例えば、日清戦争研究の中国側の基本史料である、『清季外交史料』や『清光緒朝中日交渉史料』などには事件の詳しい記述が無いように思われる」（同230頁）と基礎資料の不足を指摘している。

さらに大谷（1987）は、中国側の引用資料が英国の国際法学者ホルランドの評論⁽⁸⁸⁾、陸奥

(85) 関捷氏の発表は、以下に示すとおり、他の中国研究者による推計にも触れている。

「旅順博物館の曲全林の考証によれば、一万八千人とされている。また孫宝田の長期間にわたる実地考証によれば、被殺者は一万九千人、そのうち一万八三〇〇体が火葬にされて白玉山東麓に葬られたという。その他に千体程は家族が持ち帰ったものもあり、およそ合計は二万人となる」（井上・廣島（1994）、34頁）。

(86) (写真家亀井茲明の日記)「(11月6日)金州ハ殷富ノ都会ニシテ民戸三千、官庁アリ衙門アリ高樓大厦多シ」（亀井（1992）、112頁）。

(87) 東京都23区の中で最も人口密度が高い豊島区は、2013年現在で約22,000人/平方キロであるが、この人口密度を旅順の面積に当てはめると約5,500人となる。

(88) 本事件に関して、国際法学者ホルランドは、「此際ニ殺戮ヲ免レタル者ハ全市内ヲ通シテ僅ニ三十六人ニ過キサリシト云フ而シテ此三十六人ハ全ク同胞人ノ死屍ヲ埋葬スルノ使役ニ供スルカタメ救助セラレタル者ニシテ彼等ヲ保護スルカタメニハ其帽子ニ「此者殺スヘカラス」ト云ヘル標札ヲ附著シタリト事ナリ」（井上（1995）、257頁）と論じた。しかし同評論は、36人という特徴的な数字などから判断して、ヴィリアース記者がノースアメリカン・レビュー誌に寄稿した「The Truth about Port Arthur」を参考資料としたと認められる。4.1で前述したとおり、証拠価値が低いヴィリアース記者の記事に依拠している以上、ホルランドの評論に証拠価値は認めがたい。

外務大臣が執筆した『蹇々録』、オブライエン武官の報告、アラン（1898）、クリールマン記事などに限定されていることを明らかにした上で、中国側研究における史料批判が不十分であると指摘し、「これは史料批判の問題にとどまらず、中国における歴史研究の方法の問題にも関係するかもしれない」（同236頁）と論じた。

9.2 日本研究者の推計

大江（1998）は、5.1で前述したとおり、旅順から脱出した清国兵が「統制のとれた指揮のもとに武装した大部隊編成を維持」していたとする誤った認識のもとに、清国兵の死者は5,000人を超えないと推計した。その上で、「万忠墓に彫られている数字「一万八百余名」を正しいと仮定して、その過半数約六〇〇〇以上が戦闘と関係がない無辜の住民であることは絶対に動かしようがない事実である」（同444頁）と指摘した。

大江（1998）の所論は、「一万八百余名」を「仮定」の数字と自ら説明しているにもかかわらず、それを根拠に積算した住民の犠牲者数を「絶対に動かしようがない事実」と論じている点は強引と言わざるを得ない。また、前述のとおり、万忠墓碑文の数字には具体的な根拠が乏しく、それに依拠する大江（1998）の推計にも同様の問題がある。

藤村（1973）は、「一月二八日付の『ニューヨーク・ワールド』は旅順の日本軍は陥落の翌日から四日間、非戦闘員、婦女子、幼児など約六万人を殺害し、殺戮を免かれた清国人は旅順全市でわずか三六人に過ぎないと報道した」（同132頁。傍点筆者）として、報道内容の紹介の形で犠牲者数を説明した。しかし、4.1で前述したとおり、「ワールド」紙の記事自体の証拠価値が低いことに加えて、「六万人」という死者数は同紙に掲載されていない。

この点について大谷（1987）は、以下のとおり検証している（同226-228頁）。

- ・藤村（1973）の「六万人」という数字は、藤島（1972）の「六万人もの中国人を虐殺した」（同149頁）を根拠としていること
- ・藤島（1972）はアラン（1898）を根拠としていること
- ・アラン（1898）には藤島（1972）が紹介した死者数を記述している箇所がなく、藤島氏の誤訳と考えられること

さらに大谷（1987）は、「藤村氏の書き方では、民間人の被害者が六万人、と理解するのが文法的には普通であろう。この点で藤村氏の記述はより誇大なものとなっている。これらの疑問点は、氏が不正確な史料を使わざるを得なかったことによるのだが、影響力の大きい新書だけに残念である」（同228頁）と批判した。以上のとおり、藤村（1973）の推計は、論考過程そのものに問題がある上に、6万人という数字は旅順の平時人口よりも過大であって信憑性が乏しい。

秦（1997）は、「旅順の場合は表1（筆者注：本稿の表1）でわかるように諸説があり、確実な数はつかめないが、二千人を超えることはない」と筆者は判断している。中国側がいう二万人は、平時の人口一万（サブアージュ著書）と比べても過大にすぎよう」（同295頁）とした。秦（1997）の所論は、当時の旅順の人口を勘案して、中国側や前述した日本研究者の推計数が過大であると指摘した点では本研究と同様であるが、2,000人以下という推

表1 旅順戦における清国軍民の犠牲者数

文献	軍人死亡	軍人負傷	民間人死亡
大本営広報第223号（1894年11月）	1000		
大本営広報第228号（1894年12月）	2500		
有賀（1896）	1500		500
コーウェン記者（タイムズ1894年11月28日）	2000		200
クリールマン記者（ワールド1894年12月20日）			2000
仏国サブアージュ大尉『日清戦史』（1901）	500		1500
中国史学会『日中戦争』第一冊（1956）	1500	3000	
戚其章『中日甲午戦争史』（1990）	2000～2500		20000
易顕石『日本の大陸政策と中国東北』（1989）	2500～4500		20000

（秦（1997），292頁。筆者が一部内容を整理）

計の根拠を提示していない⁽⁸⁹⁾。

9.3 本研究の推計

有賀（1896）は、「市街ニ在リシ死体ノ総数ハ無慮（筆者注：「おおよそ」という意味）二千ニシテ其ノ中五百ハ非闘戦者ナリ」（同109頁）と述べている。同書は日本側の準公式弁明という性格を有するとされ、この数字が過小である可能性は否定できない。したがって、この数字を最低限と認識した上で、清国兵と非交戦者の死者数を以下のとおり推計する。

9.3.1 清国兵の死者数

死者数の推計に当たって最も有用な材料は、井上光第2軍参謀長の報告（以下、「井上報告」とする）である。12月9日、同参謀長は、旅順戦の戦闘結果として、「敵の死者ハ旅順口方面凡そ二千五百人 金州方面及金州と旅順との間に於て凡そ二千人 総計四千五百人の概算なり」（原田（2008），157頁）と大本営に報告した。この井上報告は、以下に示すとおり信憑性が高いと判断される⁽⁹⁰⁾。

- ・報告がなされた12月9日の時点では、死体の処理が進展し、その概略が判明していたと認められること
- ・12月12日にクリールマン記者の「虐殺」報道が行われる以前であるため、虚偽の数

(89) 洞（1982）は、「六万名はもとより二万名の犠牲者を数えるのは誇張にすぎる」（同183頁）と論じたが、自らの推計数を明らかにしていないため、本研究では論評を控える。

(90) 「敵ノ死者」は旅順口方面二五〇〇人、「金州及金州ト旅順トノ間」で二〇〇〇人、総計四五〇〇人という推定は、陣中日誌の戦場掃除記録から見ても根拠のない数字ではなからう。ただし、一二月九日段階では雪中や山中に放置された未確認の死体も多くあったから、この数字は増加する可能性があるかと筆者は考える」（大谷（1995），190頁）。

字を発表する動機が乏しいこと

- ・この数字は大本営の以後の作戦計画の基礎資料となるため、第2軍としては、その正確性に留意したと推察されること
- ・「金州方面及金州と旅順との間に於て凡そ二千人」という戦況報告の数字は、他の資料と符合していること⁽⁹¹⁾

本研究は、井上報告の4,500人（旅順2,500人及び金州・旅順間2,000人）に加え、8.3で前述した事情により山野で行き倒れて未発見となっていた人数を500人と見積もり、清国兵の死者数を計5,000人と推計する。清国側の守備兵力1万3,000人に対し、死者の比率は4割と高率であるが、練度の低い新規徴募兵が多かったこと及び金州以北までの困難な脱出行を考えると納得できる数字である。

この5,000人の内訳については、以下のとおり推計する。

- ・21日前半の攻防戦における戦死者 1,200人⁽⁹²⁾
- ・逃走中に負傷と悪天候による低体温症のため死亡した者 600人⁽⁹³⁾
- ・22日の旅順・金州間での交戦による戦死者 800人⁽⁹⁴⁾
- ・23日以降の旅順・金州間での掃討戦による戦死者 1,200人⁽⁹⁵⁾
- ・21日の旅順市街の掃討戦による戦死者 900人⁽⁹⁶⁾
- ・22日以降の旅順周辺の掃討戦による戦死者 300人

なお、掃討戦による戦死者は合わせて2,400人となるが、その中には抵抗力喪失兵が含まれる。その半数が抵抗力喪失兵であったと仮定すると1,200人となる。ただし、6.2で述べたとおり、本研究では、日本側が一旦は捕虜と認識しながら、抵抗又は逃亡を理由として軍法会議に付さずに殺害した場合だけを「国際法において許容されない状況」と解釈する。旅順攻略戦における清国兵捕虜数が355人であることを勘案すると、こうしたケースは100人以下であろう。

(91) 第15連隊の『連隊歴史』によると、金州城守備の第1・第2大隊は、22日に旅順から敗走してきた清国兵に攻撃を加え、戦死者400人の損害を与えた。また、掃討作戦に参加した第3大隊は、24日に山間部に潜伏した清国兵を攻撃し、戦死者560余人の戦果を挙げた。その他にも、日清戦史によると、23日に蘇家屯守備隊と歩兵第1連隊第2大隊の掃討作戦において360余人の清国兵戦死者が発生し、さらに戦闘部隊以外にも、兵站部などが清国敗残兵と戦闘を交えている。これらの数字を合算すると、金州・旅順間の戦死者約2,000人という報告内容は妥当と考えられる。

(92) 歩兵窪田仲蔵の日記は、案子山方面の清国兵の戦死者について、「(11月21日) 敵ノ死者甚ダ多ク重ナリ合ヒテ死セリ、椅子山砲台(筆者注: 日本軍は案子山を椅子山と誤認していた) 付近ヨリ前軍左營付近ニハ五六百人モアリ実ニ死者ニモ驚ケリ」(岡部(1974), 21頁)と記述した。この数字に加えて、要塞東部方面における戦死者数を500人、そして東部海岸を退却中に日本艦艇の艦砲射撃を受けて死亡した人数を200人と見積もり、合わせて1,200人と推計した。

(93) 前述のとおり、21日の交戦による戦死者を1,200人とした場合、少なくともその2倍の2,400人の負傷者が発生したと考えられ、その四分の一が途上で死亡したと見積もった。

(94) 金州城守備隊との交戦による戦死者が400人であることから、その他の地区での戦死者と合わせて800人と見積もった。

(95) 井上報告における旅順・金州間の死者2,000人から、22日の戦死者800人を差し引いた。

(96) 総数の5,000人からそれまでに計上した数字を差し引いた1,200人のうち、四分の三が21日に戦死したと仮定した。

9.3.2 非交戦者の死者数

9.1で前述したとおり、住民の大量脱出の結果、事件当時に旅順市街に残留していた非交戦者は2,000人と推計される。

このうち生存者に関しては、ある程度まとまった数として、脚注21で前述した集仙茶園の関係者（百十数人）や、8.1で前述した外国人記者コーウェンが目撃した数十人の婦人が挙げられる。さらに、井上（1995）によると、「順民を証す」「商人なり害すべからず」「此者殺すべからず」などの標識を与えられた者が存在する（同200-209頁）。

井上（1995）及び一部の論者は、こうした標識が住民に交付されたことを「虐殺」を受けての緊急措置と理解し、標識の交付自体が「虐殺」の証明であると論ずる。しかし、写真家亀井茲明の日記によると、旅順戦に先立つ金州城での占領統治の段階で、既にこうした文書が住民慰撫の観点から全戸に配布されており、既定の対策であったことが認められる⁽⁹⁷⁾。

井上（1995）によると、当時の新聞に掲載された標識は12種類に及び、第2軍司令部を始めとして多くの日本部隊が標識を発行していた（同203-204頁）。言い換えれば、これらの標識の交付を受けた者がそれだけ存在したことになる。そこで本研究では、非交戦者の生存者を合わせて1,000人と推計する。これを残留者数の2,000人から差し引くと、1,000人が非交戦者の死者数となる。この数字は、有賀（1896）が示した500人の2倍である。

6.1.5で前述したとおり、11月21日の掃討戦における非交戦者の被害の大半は国際法の観点からやむなしとされるが、22日以降については国際法上許されないケースが多かったと思量される。そこで、脚注20で前述したオブライエン武官の報告に則して、非交戦者の死者の75%が21日に発生し、残りの25%が22日以降に発生したと仮定した上で、さらに21日の死者の20%（150人）と22日以降の死者のすべて（250人）が国際法違反のケースと仮定すると、その人数は計400人と推計される。

10. 事件の評価

これまで「虐殺」の判断基準のうち国際法違反の問題を論じてきたため、もう一つの判断基準である事件規模の重大性について検討する。本事件における「国際法上許容されない状況」の死者数は、前述したとおり交戦者100人及び非交戦者400人の計500人と推計される。今日の感覚であれば、この500人という数字が「虐殺」の定義要件である「多数」に該当することに異論はないであろう。しかし、2.で前述したように、歴史的事件に関しては、事件当時の軍事・社会情勢を踏まえて、事件規模の重大性をケースバイケースで検討しなければならない。

そこで、清国側住民が本事件をどのように受け止めたかについて検証する。戦争後期に牛荘（現在の遼寧省營口市）で赤十字病院を開設していた伝道医師クリスティーは、日本軍の牛荘占領（1895年3月4日）当時の模様について「（1985年）春には、多くの哩程に互る住民多き地方に於て、日本軍の着々たる征服は平静に迎えられた。この態度の変化は、

(97) (写真家亀井茲明の日記)「(11月9日) (金州) 城内居民ノ家ニハ戸々悉ク其門扉ニ順民ノ二字ヲ朱唐紙ニ書シテ貼付シ以テ婦順ヲ示ス 蓋我王者ノ師仁義ヲ以テ動キ秋毫相犯サズ以テ土民ヲ綏撫スルヲ示ス所以ナリ」(亀井(1992), 124頁)。

日本軍の規律の予想外なる慈悲と厳正の結果であつた」(クリスティー (1938), 141頁)と証言する⁽⁹⁸⁾。

これに対して洞 (1982) は、「クリスティー師は戦争がはじまると、牛荘 (営口) へ避難した。鶴野氏のいうような二万にもものぼる市民の大虐殺事件がおこれば、当然その噂は牛荘にいた師の耳にはいり、その著に書きのこされたはずだが、それがみられなかった。(中略) なぜクリスティー師は特に旅順の虐殺事件に言及しなかったのか、まことに解せないことである」(同182頁)と疑問を提起した。

しかし、クリスティーが日本軍の旅順占領を知らなかったわけではない。「日本軍は着々進軍して、旅順、開州、海城と、一城又一城と占領した。いくつかの町と村が破壊され、多数の無辜の民が殺され、幾百の人は酷寒の冬を控えて家を失つた」(クリスティー (1938), 129頁)と述べ、旅順を他の被占領地と同列に扱っているのである。

以上のクリスティー証言は、旅順で非交戦者に被害が発生した事実をクリスティーや住民側も認識していたが、特記すべきほどに重大とは受け止めていなかったことを示唆する。その一方で、当時の清国民衆の意識が欧米の水準に達していなかったことは明らかである。そこで、外国人目撃者による本事件の評価を検証すると、以下に示すとおり、欧米軍隊の行状と比較して特に悪質とは見做していない。

(オブライエン武官の報告)「こうした出来事はすべての軍隊において発生し得ることを念頭に置くべきであり、日本軍に奇跡を期待することは公平ではない」(1895年1月7日付け國務長官宛報告。筆者翻訳)⁽⁹⁹⁾。

(外国人記者コーウエンの証言)「斯る事は是迄も行はれたり 余は之を以て英国又は仏国の軍隊の行為よりも悪しとは考へず」(二六新報明治27年12月27日)。

また、フランス学士会院及び国際法協会会員であったフランス大審院検事長アルチュール・デジャルダン⁽¹⁸⁹⁶⁾は、「日清戦役国際法論講評」の中で、「(日本の) 進歩ハ啻ニ戦争ノ術ニ止マラス戦時公法ノ理想ニ於テモ欧州ヲシテ驚嘆セシムルモノアリ」(デジャルダン (1896), 425頁)と称賛し、その理由について「此ノ法(筆者注: 国際法のこと)ノ果シテ實際ニ適応ス可キヤ如何ハ我カ仏国ノ著述家ニ於テスラモ尚ホ疑ヲ懷ク者アルニ反シ日本ハ既ニ断固トシテ之ヲ守リ決然トシテ之ヲ實際ニ応用シタリ」(同403頁)と説明した。当時は国際法自体が発達途上の段階であり、実際の戦場で適用可能かどうか専門家も模索していたことを踏まえて、日本軍の行動を高く評価したものと認められる。

ただし、当時の欧米軍隊と比較して遜色なかったことが、「旅順事件は「虐殺」ではなかった」と証明するものではない。欧米軍隊が「虐殺」を行ったように、日本軍も同様に

(98) これを裏付ける事実として、金州城では、占領当初に非交戦者約5千人が残留していたが、12月中旬に日本軍憲兵が行った調査では、人口が6,076人(うち女性2,783人)に回復していた(有賀 (1896), 92頁)。また、写真家亀井茲明の日記によると、「(11月13日) 金州城内稍平穩ニ帰シ我紙幣モ流通スルニ至リ商舖間々戸ヲ開キ売買ノ業ヲ営ム 砂糖、氷砂糖、菓子麵麩老酒(焼酎) 高粱酒、蠟燭、マッチ、鶏卵等ナリ 兵夫蟻集シ店前山ヲ築キタルカ如シ」(亀井 (1992), 133頁)とされ、金州城内で多数の清国人が日本兵と一緒に市場で売買する写真が残されている(前同218-219頁)。

(99) 以下にその原文を紹介する。

“it ought to be borne in mind that such occurrences happen in all armies and it is hardly fair to expect miracles of the Japanese.” (United States Department of State “Foreign relations of United States, 1894 Chinese-Japanese War” p.89. 誤字修正済み)

「虐殺」を行ったとする見解も可能である。これ以上の検討には、当時の戦争の実例を比較することが必要とされるが、この課題については将来の研究に委ねることとしたい。

11. 清国側指揮官の責任

本事件で多数の非交戦者が死亡した件について、責任の一端が日本側にあることは否めない。しかし、より重大な責任を負うべきは清国側指揮官であると思量する。

理由の第1は、清国側指揮官が日本兵の捕殺に賞金を懸けたことである。以下の証言が示すとおり、この賞金の存在が日本兵に対する残虐行為を誘発して日本側の報復心理を生み出すとともに、賞金目当ての民間戦争犯罪者を発生させて、交戦者と非交戦者の識別を困難にした。

(外国人記者コーウエンの証言)「ハート(筆者注:戦闘時に旅順に所在していた外国人記者)は云へり彼は日本人の首級を獲たる支那の兵士に賞金を与ふるを目撃せりと(筆者注:コーウエン当人も)旅順の陥れらるゝや日本人の首級に賞金を与ふ可き旨の告示文を壁上看見せり」(二六新報明治27年12月25日)。

(写真家亀井茲明の日記)「(10月26日)我哨兵カ往々暴漢ノ為メニ襲ハル、コトアルハ是レ清国重賞ヲ懸ケテ我軍将士ノ捕獲又ハ首級ヲ償フニ因リ無頼ノ徒ハ其恩賞ヲ貪ラント欲シテ此事アルニ至レリ」(亀井(1992), 76頁)。

理由の第2は、清国側指揮官が旅順市街を巻き込む形で戦闘を指揮したことである。この点について大江(1998)は、「主戦派の守将たち、姜・徐・程は旅順背面の防御線にすべてを賭け、旅順市街地を戦闘に巻き込むつもりはまったくなかった」(同447頁)と述べているが、実際の戦闘経過はそれに反している。

本来の主陣地であった案子山を突破された清国側は、旅順市街から数百メートルしか離れていない兵舎(毅字後軍左營)附近で日本軍の前進を阻止した(図1参照)。市街に近接して防衛線を敷いた以上、「市街地を戦闘に巻き込むつもりはまったくなかった」とする所論には説得力がない。

さらに、この戦闘中に日本軍を激しく砲撃した黄金山砲台は旅順港南岸に位置しており、同砲台を日本軍が攻撃するには旅順市街を通過する必要があった。つまり、黄金山砲台の戦闘参加は、旅順市街の戦場化に等しかったのである。

理由の第3は、敗北時に清国兵が平服姿に偽装して逃亡する実状に対し、清国側指揮官が有効な対策を取らなかったことである。その結果、5.で前述したとおり多数の便衣清国兵が市街に潜伏する事態となり、非交戦者の巻き添えを誘発した。

ちなみに、清国兵が簡単に平服姿になる事情として、写真家亀井茲明は、「(11月24日)清兵ノ被服ハ皆土人ト同一ノモノヲ着シ支那製ノ長靴ヲ穿チ其ノ軍ニ従フ時ハ上ニ記章アル法被ヲ被ルト雖モ其ノ敗走スルヤ悉ク軍衣ヲ脱去シテ道路ニ遺棄シ一見常人ノ態ヲ為シ其区別ニ苦ム」(亀井(1992), 197頁)と証言する。清国側では欧米諸国や日本のような軍服を兵士に支給しなかったため、便衣兵と化することが容易になっていたのである。

6.2.2で前述したように、国際法は交戦者資格を詳しく規定していた。その理由について有賀(1894)は、「一旦不規則闘戦者アルヲ認ムルトキハ戦争ノ範圍ハ忽チ曖昧ニ帰シ、何人ハ闘戦者ニシテ何人ハ闘戦者ニ非サルヤヲ見分ル所以ノモノ無ク、表面平穩ヲ装フ人

民トイヘトモ何時敵抗ノ所為ニ出ツルヤ計リ難キヲ以テ、総ヘテノ人民ニ対シ兵力ヲ用キサルヲ得サルニ至ルヘシ、然ルトキハ戦争ハ恰モ上古ノ撲滅戦争ノ如ク、全民ヲ拳ケテ全民ト戦フノ惨毒ヲ見ルニ至ルヘシ」(同166頁。傍点筆者)と解説する。

つまり、非交戦者と交戦者の区別がつかなくなると、民衆の巻き添え被害が拡大してしまうため、国際法は、交戦者資格の遵守を義務付けているのである。言い換えれば、交戦者資格の遵守は、捕虜としての権利を享受するための条件であると同時に、非交戦者を戦火に巻き込まないための義務であった。

この点に関して一ノ瀬(2007)は、「都市攻略戦においては敗残兵が市街地に逃げ込み、市民と区別できなくなる可能性があるが、そのとき攻略側はどうすればいいのか、という問いは誰も発しないまま時は過ぎ、一九三七年一二月の南京戦を迎えてしまったのである」(同231頁)と日本側を批判するが、国際法の論理からすれば本末転倒と言わざるを得ない。

兵士が軍服を脱して市民に紛れ込めば、非戦闘員の巻き添えが発生するのは不可避である。だからこそ軍事指揮官は、麾下の将兵に対して交戦者資格を遵守するように徹底しなければいけない。清国側指揮官が交戦者資格の遵守に留意せず、その結果として生じる非交戦者の被害に無関心であったことが本事件の最大の原因と言えよう⁽¹⁰⁰⁾。

おわりに

本研究は、筆者の専門である組織不祥事研究に関連して、日本軍の組織上の問題点を検証するための事実確認作業の一環として開始された。当初は先行研究の勉強に留める予定であったが、結果的には一次史料の分析にまで踏み込み、事件の全容について検証するに至ったものである。

本研究における参考資料の採否とその評価、死者数推計に当たっての仮定、さらには「虐殺」の定義などの妥当性に関して、論者の中で意見が分かれることは当然である。むしろ本研究の発表が、本事件を巡る議論を活発化させる一助となることを期待する。

最後に、本研究の過程で一部の先行研究に対して抱いた疑問を提示しておく。

疑問の第一は、証言の選択に偏りが認められる点である。証拠価値が低い証言を排除するのは当然であるが、一部の先行研究では、証言の中で論旨に沿う部分を採用する一方で、論旨に反する部分は無視しており、証言の選択が恣意的であるとの批判を免れない⁽¹⁰¹⁾。

疑問の第二は、論拠が不十分あるいは論理が飛躍していて説得力に欠ける点である⁽¹⁰²⁾。

(100) 清国側指揮官が非交戦者の被害に無関心であった背景として、「この時期の清朝は封建権力であり、そのうえ漢民族にたいする満州族の支配であり、当然のことながら強固な統一国家の樹立にも成功しておらず、広範な農民大衆を基本とする中国人民と相対立する権力であった」(中塚(1968), 246頁)ことが挙げられる。

(101) 例えば、一部の先行研究では、「虐殺」を証明する参考資料としてオプライエン武官の報告及びコーウェン記者の証言を挙げているが、4.1で前述したとおり、オプライエン報告(ダン公使の頭書を含む)がクリールマン記事などを誇張と批判している点や、8.1で前述したとおり、コーウェン記者が「日本人の加害せざる数十名の婦人を見たり」と証言している点は黙殺している。

(102) その一例として、中塚(1968)は、「当時の日本では、たとえば福沢諭吉の『脱亜論』に象徴されるように、「文明」日本にとって、朝鮮や中国は「野蛮」な「亜細亜東方の悪友」であるという思想が意識的にひろめられ、その思想が日本軍隊の朝鮮人民や中国人民にたいする抑圧的・侵略的行動を「合理化」し、「野蛮」

さらに、5. で批判を加えた大江（1998）の所論のように一方的な議論を展開しているケースや、証拠価値に関する評価や事実関係の認定が恣意的なケース⁽¹⁰³⁾も認められる。

疑問の第三は、国際法に関する検討が不足している点である。一部の先行研究では、本事件を国際法違反と指摘する一方で、参考資料には国際法の学術書が見当たらず、論拠となる国際法の分析も欠落しており、立論の視野が狭いと言わざるを得ない⁽¹⁰⁴⁾。

にたいする「文明」の名において、もっとも野蛮なふるまいが平然と行なわれたのである。その例の一つが、旅順口攻略戦において日本軍が行なった中国軍民の虐殺事件である」（同240頁）と述べ、本事件の背景には日本軍の思想的問題があるとした。しかし、在野の評論家にすぎなかった福沢諭吉の論説を立論の基礎としており、軍隊内部における当該思想の浸透度を検証していない点で、論拠が不十分と言わざるを得ない。

ちなみに、こうした清国民に対する差別思想が事件の背景であるならば、日本軍の占領統治にも当然それが反映されたはずであるが、実際には、以下のオブライエン武官の報告に見られるように、日本側の占領統治は非常に良好であったことが認められる。

「その時（筆者注：旅順戦を指す）まで、この国の貧しい人々に対する日本軍の振る舞いは、期待し得る全てを満たしていた。その時に降も、私の知る限りではやはりそうであった。金州では、日本は清国人民を最も親切かつ公平なやり方で取り扱った。清国人を落ち着かせ、正しく公正に取り扱われることを納得させるためにできることがすべて実行された。市場は開かれ、公正な価格がいつも支払われた。無法なことや、不正な取扱いの兆候は無かった。これらの清国人は、彼らのこれまでの人生の中で今が最も暮らしやすく、彼ら自身がそのことに感謝していると私は心から思う」（1895年1月7日付け國務長官宛報告。筆者翻訳）。

ちなみに、オブライエン報告の原文を以下に紹介する。

“Up to that time the behavior of the army toward the poor people of this country was all that anybody could have wished. Since that time such has also been the case as far as I know. Here at Kin-chou the Japanese have treated the Chinese in the most kind and fair way. Everything that could be done has been done to quiet the Chinese and to insure a just and fair treatment to them. Markets have been opened and fair prices have always been paid. There is no lawlessness and no signs of ill treatment. In truth I think these Chinese are now better off than they have ever been in their lives, and I think they appreciate the fact.” (United States Department of State “*Foreign relations of United States, 1894 Chinese-Japanese War*” pp.89-90. 誤字修正済み)

(103) その一例として、大谷（1987）は、ラブレール従軍武官の証言に関して、「フランス従軍武官ラブレール子爵の談話として、虐殺事件の報道は著しく誇張されている、と報告する。しかし、ラブレールの談話が日本側の弁解と全く同じなのは、気になる」（同283-284頁。傍点筆者）と切り捨てているが、「気になる」という評価は論理的とは言えない。また、「日本側の弁解と全く同じ」を論拠とするのは、日本側の弁解が虚偽であるとの前提に立脚している点で中立性に欠けている。

(104) その一例として、大谷（1995）は、同論文の発表に関する質疑・討論の中で、便衣清国兵の問題について以下の議論を紹介する。

「原田敬一氏より、史料中の市民殺害に関する答弁について、本来は軍人でありながら軍服を脱いで市民に紛れ込んだ者を摘発、殺害したとの記述があるが、こうしたことは、このあと一九世紀末から第一次大戦にかけて成立してくる戦争法規の中でやむをえないものとして解釈される余地があるのではないかと、との指摘がなされた。これに対し報告者（筆者注：大谷氏をさす）は、軍服を脱いだ者がなぜ直ちに便衣隊になるのか、またそもそも便衣隊なる概念が当時存在したのかどうか分からない。日本の側でも後方には軍服を着けていない者が多く明らかに国際法上違反であることをしていたのに、中国側に対して便衣隊のような議論をすること自体奇妙である、と答えた。

（さらに、別の質問に対して大谷氏は、）日清戦争、およびその下での虐殺事件について、これを戦時国際法を適用したかしたなかったかで評価すること自体問題があり、事件を歪曲するおそれがある（中略）と答えた」（同199-200頁）。

6.2.2で前述したように、交戦者資格に関する原田氏の問題提起は、便衣清国兵が国際法上の捕虜としての

これらの問題点は、「日本軍の組織体質が本事件の原因であり、後の南京虐殺事件の原型であった」という論旨に性急に結び付けようとする研究姿勢から生じているように感じられる。しかし、最初に結論を設定した上で、それに合わせて論理を展開し、事実関係を取捨選択していくという研究手法⁽¹⁰⁵⁾には問題があると言わざるを得ない。僭越ではあるが、事実関係を客観的・中立的に観察した上で、それに基づいて論理を組み立てて結論を導いていくという社会科学の本来の姿に回帰することを強く求めたい。

参考文献

- アラン, ジェームズ (1898) Under the Dragon Flag, William Heinemann
有賀長雄 (1894) 『万国戦時公法陸戦条規』陸軍大学校
有賀長雄 (1896) 『日清戦役国際法論』哲学書院
有賀長雄 (1912) 「佛文著述苦心談」『国際法雑誌』第10巻第9号, 677-690頁
磯見辰典・黒沢文貴・櫻井良樹 (1989) 『日本・ベルギー関係史』白水社
一ノ瀬俊也 (2002) 「明治二十七八年戦役日記」『国立歴史民俗博物館研究報告』第97集, 121-135頁
一ノ瀬俊也 (2007) 『旅順と南京 日中五十年戦争の期限』文藝春秋社
井上清・廣島正 (1994) 「日清戦争中の旅順大虐殺 関捷「日軍旅順屠殺研究」による」『日本軍は中国で何をしたのか』熊本出版文化会館, 27-41頁
井上晴樹 (1995) 『旅順虐殺事件』筑摩書房
大江志乃夫 (1998) 『東アジア史としての日清戦争』立風書房
大谷正 (1987) 「旅順虐殺事件の一考察」『専修法学論集』第45号, 215-296頁
大谷正 (1989) 「ワールド新聞と日清戦争報道 - 「旅順虐殺事件の一考察」補遺 (2)」『社会科学年報』第23号, 139-172頁
大谷正 (1995) 「旅順虐殺事件再考」『ヒストリア』第149号, 177-200頁
岡部牧夫 (1973) 「一兵士の見た日清戦争 (一) - 窪田仲蔵の従軍日記 -」創文124号, 17-20頁
岡部牧夫 (1974) 「一兵士の見た日清戦争 (二) - 窪田仲蔵の従軍日記 -」創文126号, 20-23頁
亀井茲明 (1992) 『日清戦争従軍写真帖 伯爵亀井茲明の日記』柏書房
クリスティエー, デュガルド (1938) 『奉天三十年 上巻』岩波書店
向野堅一 (1967) 『明治二十七八年戦役 向野堅一従軍日記』
小林茂他 (2011) 「アメリカ議会図書館蔵, 手書き旅順要塞砲台図および5千分の1地形図」, 大阪大学大学院文学研究科人文地理学教室外邦図研究グループ『外邦図研究ニューズレター』No.8, 23-43頁
佐々博雄 (1997) 「日清戦争と通訳官」『日清戦争と東アジア世界の変容 下巻』ゆまに

権利を有するかどうかに関わる重要な論点である。それに対して、「わからない」と安易に回答した上に、国際法上の議論をすること自体に問題があるとする大谷氏の主張は理解に苦しむ。

(105) 大谷 (1995) は、同論文の発表に関する質疑・討論の中で、「事件そのものの残酷さを主張することに意味があると考えている」(同200頁)と回答した。

- 書房, 371-399頁
- 佐藤和男 (2001) 「南京事件と戦時国際法」『正論』平成13年3月号, 308-317頁
- 信夫淳平 (1932) 『上海戦と国際法』丸善
- 信夫淳平 (1941) 『戦時国際法講義 第二卷』丸善
- 立作太郎 (1914) 『戦時国際法』中央大学
- 立作太郎 (1944) 『戦時国際法論』日本評論社
- デジャルダン, アルチュール (1896) 「日清戦役国際法論講評」『日清戦役国際法論』哲学書院, 401-426頁
- 中塚明 (1968) 『日清戦争の研究』青木書店
- 秦郁彦 (1997) 「旅順虐殺事件 - 南京虐殺と対比しつつ -」『日清戦争と東アジア世界の変容 下巻』ゆまに書房, 285-298頁
- 秦郁彦 (2007) 『南京事件 増補版』中央公論新社
- 原田敬一 (2008) 『日清戦争』吉川弘文館
- 吹浦忠正 (1990) 『捕虜の文明史』新潮社
- 藤島宇内 (1972) 「虐殺の地『満州』から帰って (その二) 「満州」大虐殺の原型 - 日清戦争」『潮』1972年10月号, 146-157頁
- 藤村道生 (1973) 『日清戦争』岩波書店
- 洞富雄 (1982) 『決定版・南京大虐殺』徳間書店

〔抄 録〕

本研究では、日清戦争時の旅順攻略戦の際に発生したとされる「旅順虐殺事件」について事例分析を行った。本研究の成果としては、国際法の観点から「虐殺」の定義を考案したこと、目撃証言に対してあらためて史料批判を行ったこと、本事件で発生した加害行為を態様別に整理した上で分析したこと、本事件の死者数に関して詳細な推計を提示したこと及び清国側指揮官の責任に関して論考したこと等が挙げられる。